

令和8年 第3回上島町議会定例会会議録		
招集年月日	令和8年9月9日（水）	
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場	
開 会	令和8年9月9日 午前9時00分宣告	
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1番 尾 藤 俊 輔 2番 宮 畑 周 平 3番 本 田 志 摩 4番 徳 岡 誠 5番 上 村 建 太 6番 濱 田 和 保 7番 徳 永 貴 久 8番 藤 田 徹 也 9番 空 番 10番 濱 田 高 嘉 11番 藏 谷 重 文 12番 前 田 省 二
不応招議員	なし	
出 席 議 員	応招議員のとおり	
欠 席 議 員	なし	
自 治 法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	1 町 長 2 副 町 長 3 教 育 長 4 総務部長兼企画情報課長 5 健康福祉部長兼住民課長 6 産業建設部長兼農林水産課長 7 消 防 長 8 総 務 課 長 9 出 納 室 長 10 健康推進課長 11 海 光 園 長 12 建 設 課 長 13 観光戦略課長 14 公営事業課長 15 魚 島 支 所 長 16 学校教育課長 17 生涯学習課長	上 村 俊 之 村 上 和 彦 田 坂 敏 田 房 良 和 梨 木 善 彦 黒 瀬 智 貴 小 林 俊 則 坂 上 将 人 藤 田 直 弥 今 井 稔 今 井 孝三郎 檜 垣 明 宏 後 藤 隆 宏 茂 木 昭 彦 大 林 卓 也 山 本 勝 幸 柏 原 利 昭

議員・職員以外で会議に出席した者	1	上島町代表監査委員	村 上 修
会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2	議会事務局 局 長 議会事務局 課長補佐	岡 本 恭 典 田 房 聡 子
町長提出議案の題目	1 報告事項第4号 令和7年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 2 令和7年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について 3 令和7年度上島町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について 4 令和7年度上島町国民健康保険診療所事業会計歳入歳出決算認定について 5 令和7年度上島町へき地出張診療所事業会計歳入歳出決算認定について 6 令和7年度上島町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について 7 令和7年度上島町CATV事業会計歳入歳出決算認定について 8 令和7年度上島町介護保険事業会計歳入歳出決算認定について 9 令和7年度上島町介護サービス事業会計歳入歳出決算認定について 10 令和7年度上島町魚島船舶事業会計歳入歳出決算認定について 11 令和7年度上島町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算認定について 12 令和7年度上島町生名船舶事業会計歳入歳出決算認定について 13 令和7年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について 14 令和7年度上島町下水道事業会計歳入歳出決算認定について 15 令和7年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について 16 上島町許可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 17 上島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 18 上島町体験研修施設条例の一部を改正する条例 19 上島町景観条例の一部を改正する条例 21 令和8年度上島町一般会計補正予算（第3号） 22 上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について 23 上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について 24 上島町教育委員会委員の任命について 25 上島町教育委員会委員の任命について 26 愛媛県地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について 27 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について		

その他の 題 目	1 議員派遣報告について（統合後の上島町の学校の在り方について） 2 議員派遣報告について（係留施設（マリーナ）について） 3 議員派遣の件（令和8年度第2回町議会議員研修会）
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 10番・議員 濱 田 高 嘉 11番・議員 藏 谷 重 文
会 期	令和8年9月9日～9月18日（10日間）
傍 聴 者 数	10名（男8名・女2名）

◎ 開 会

○（前田 省二 議長）

ただいまの出席議員は、全員です。

ただいまから、令和8年第3回上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（前田 省二 議長）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119号、条の規定によって、10番・濱田高嘉議員、11番・藏谷議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○（前田 省二 議長）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に委員会協議の結果について、報告を求めます。

議会運営委員長、藤田議員、お願いいたします。

○（8番・藤田 徹也 議員） はい。

（藤田 徹也 議員、登壇）

○（8番・藤田 徹也 議員）

皆さん、おはようございます。（複数の「おはようございます」の声あり）

議会運営委員会の協議結果について、御報告をいたします。

令和8年第3回定例会の開催にあたり、去る9月2日に議会運営委員会を開催し、本定例

会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取扱いについて、慎重に協議を行いました。

会期日程については、本日9日から18日までの10日間とし、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定しました。

どうか、本定例会の慎重なる御審議と議会運営に各段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(藤田 徹也 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま、藤田議会運営委員長から委員会協議の結果についての報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から18日までの10日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月9日から9月18日までの10日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、「諸般の報告」を行います。

初めに、亀井文男議員におかれましては、令和8年7月3日付で、議員辞職願が提出され、同日付で議長がこれを許可いたしましたので、皆様へご報告いたします。

8月11日、海光園において、「慰霊祭」へ議長が出席いたしました。8月15日、松山に松山市において、「愛媛県戦没者追悼式」に副議長が出席いたしました。

続いて、本年6月から8月実施分の監査委員からの「例月出納検査報告書」の写しを議員の皆様のお手元に配布しております。

いずれも出納関係帳簿、貯金通帳、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、現金保管状況も適正に実施されている旨の報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

まず初めに、7月28日に発生した令和8年熊本地震および各地での大雨により亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

ます。

上島町では、熊本地震に対して、愛媛県と連携しながら、チーム愛媛として人的支援に努めています。義援金についても日本赤十字社を通じて被災地に送金をさせていただきますので10年前と同様、町民の皆様の更なるご支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、ペルーの土石流災害や国外で多発している自然災害において、被災された皆様にもお見舞いを申し上げ、1日も早い救助と復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

本日は、令和8年第3回定例会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただき、誠にありがとうございます。6月定例議会後の政治活動に行政活動についての詳細は時間の関係上、上島町ホームページ内の町長活動報告に代えさせていただきます、この場においては、主な事項のみを報告させていただきます。

6月30日には、国土交通省が主催する国土審議会離島振興対策分科会に特別委員として出席。翌7月1日には、全国離島振興協議会による離島振興対策要望活動を実施しました。

主な内容は、

- 1、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に関わる地域社会の維持に関する特別措置法」の早期改正延長実現に関する緊急要望。
- 2、離島航路の維持に関する重点要望。
- 3、離島の水道事業の維持に関する特別要望。
- 4、令和9年度離島振興の推進に関する要望。

であり、6班にわかれ、関係衆参国會議員約300名を訪問し、要望書を提出しました。

特に上島町にとって最も重要な「離島航路の維持に関する重点要望」については、新たな政策内容も含まれているので、上島町議会にも資料を即日提供させていただきました。

7月2日には、岩城先田名後一般廃棄物最終処分場の埋め立て超過事案について事実関係の検証、原因究明および再発防止策等を専門的かつ中立・公正な立場から調査審議いただくため、第三者委員会を設置し、3名の委員に委任状を交付いたしました。

今後は、委員会における調査審議結果を真摯に受けとめ、適時適切な公表を行うとともに、町民の皆様への信頼回復と再発防止に向けて取組んでまいります。

7月7日には、愛媛県町村議長会全員協議会が上島町で開催され、県下全町の議長が上島町を視察されましたので、ご挨拶とご案内をさせていただきました。

7月8日、松山で開催された道路整備促進期成同盟会愛媛地方協議会及び愛媛県市町道整備促進期成同盟会合同定例総会へ出席しました。総会後には、愛媛県知事、愛媛県議会に対し、道路整備に関する諸課題の解決に向けた要望活動を行いました。

関連して8月6日には、山本順三参議院議員、長谷川淳二衆議院議員、井原巧衆議院議員ご同行のもと、愛媛県内道路関係期成同盟会による東京での合同中央要望を実施しました。

7月10日と14日には、企業版ふるさと納税により、本町の地方創生への取組をご支援いただいた企業に対し、感謝状の贈呈及び善行表彰を行いました。

鶴見サンマリン株式会社からは、弓削商船高等専門学校の支援事業に1,000万円、MXモバイル株式会社からは本町の地方創生事業に100万円のご寄附をいただきましたので、こ

の場をお借りして、両者のご厚意に深く感謝申し上げます。

7月17日愛媛県漁港漁場協会総会が開催され、上島町が漁業振興で協議を重ねている水産庁の新村防災漁村課長の講演があり、今後の動向として、総務課、担当課に資料を提供いたしました。

7月18日には、松原海水浴場において海開きが行われ、本格的な海水浴シーズンを迎えました。

また、翌日には「第29回ゆげシーサイドフェスティバル」が開催され、恒例となったさんまレースやウォータースライダーなどを通じて、多くの来場者が楽しめました。

今後も、若者たちを中心としたこのようなイベントが継続され、地域の賑わいに繋がることを期待しています。

7月21日、県市町連携推進本部会議に出席いたしました。この会議は、知事と県内20市町長が一堂に会し、県と市町がそれぞれの強みを生かしながら、共通する地域課題の解決に向けて連携した取組を推薦するもので、推進するものです。

今回の会議では、部活動の地域展開や災害対応物資の備蓄・供給体制の強化、「E:N BASE」を拠点とした県内市町の共生に向けた取組、「Velo-city2027 Ehime」の開催に向けた取組などについて意見交換を行いました。本町におきましても、県や他市町との連携を一層深めることで、地域課題の解決と住民サービスの向上に繋げてまいります。

7月23日、愛媛県自転車新文化推進協議会総会において、自転車新文化の普及・拡大と交流人口の増大を目的に協議を行い、愛媛県の誘致により、日本で初めて開催される国際会議「Velo-city2027 Ehime」に向けたフォーラムも実施されました。この国際会議は、世界の先進事例に触れる貴重な機会であるとともに、愛媛の魅力発進や交流人口の拡大に繋がることから、中村知事から大会成功に向けた「オール愛媛」での取組について、市町への協力要請がありました。

7月27日の中村知事との意見交換会においても、知事から自転車新文化の推進や、来年開催される「Velo-city 2027 Ehime」に向けた取組について講話があり、台湾との交流から「サイクリングしまなみ」の開催へと繋がった経緯や自転車を通じた地域活性化への思いが語られました。知事の自転車政策に対する熱意と「Velo-city 2027 Ehime」を成功させ、その意義を広く発信していこうとする強い思いを改めて感じました。上島町では、「Velo-city 2027 Ehime」を世界に上島町を知っていただく絶好の機会と捉え、明るい未来に繋げるため、関係者との調整を進めています。

途中経過ですが、上島町は世界各国の参加者が県内の自転車政策やサイクリング環境を現地で視察する「テクニカルビジット」の対象となり、世界の自転車政策やまちづくりに携わる方々を本町に迎えることとなりました。

また、会期の前後に日本に滞在する海外参加者を上島町へ誘客する「エクスカーション」に向けたツアー造成など、この国際会議を一過性のものとししない政策として取組んでまいります。この「Velo-city 2027 Ehime」は自転車政策やまちづくりに携わる世界中からの参加者の方々に本町を実際に訪れていただき、ゆめしま海道を始めとするサイクリング環境や瀬戸内海の多島美で構成される上島町の魅力を世界に発信するとともに、将来に向けて、海外

からの誘客にも繋がる大きな機会であり、本町の将来を決定づける重要な分岐点と位置づけておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

その後の知事との意見交換会では、愛媛県による離島航路への新たな支援に感謝申し上げるとともに、ライフラインとしての離島航路の重要性を訴え、更なる支援をお願いいたしました。

7月30日には、町民の皆さんの声を広くお聞きし、今後の町政運営に活かしていくことを目的として、各区の代表である区長の皆様との懇談会を開催いたしました。本会では、事前にいただいた各地域が抱える課題や町政に対するご意見・ご要望に文書で回答し、更なる意見交換を行いました。

8月1日、「かみじまふるさと夜市」に参加いたしました。本年も町内外から多くの方々が来場され、久しぶりに再会した家族や友人、若者同士が笑顔で語り合う姿が会場の随所で見られ、温かい交流の場となりました。今や、この夜市を目的に町外からも訪れるお客様も多く、生名公営渡船も時刻表に関わりなく、27便を増便するピストン運行で対応しています。

当日は立石港や因島側にも警備会社に依頼し、警備員を配置していましたが、非番の公営渡船職員も自ら陸上での誘導を行ってくれており、臨機応変に全力で対応してくれた船員さんや関係者の皆さんに心から感謝を申し上げます。

8月6日、過疎対策関係予算政策に関して、総務省の出口自治、自治財政局長、櫻井財務調査課長などへ要望活動を行いました。人口減少や少子高齢化が進む中であっても、過疎地域が住民生活を支える社会基盤や公共施設の維持・更新、地域活性化などの取組を着実に進めるための重要な財源、財源である過疎対策事業債について、必要額を確実に確保することを直接お願い、お伝えいたしました。

8月7日には、海事産業の未来を共創する全国市区町村長の会により、海事立国推進議員連盟会長でもある山本順三参議院議員並びに井原衆議院議員ご同行のもと、酒井国土交通副大臣、足立海事局長、寺田国土交通審議官、西村自民党選挙対策委員長等へ陳情を行いました。

造船業は昨秋に誕生した高市政権による日本成長戦略本部において、官民の連携で重点投資する17の戦略分野に明記され、昨年末、国土交通省と内閣府は、造船業再生ロードマップを発表し、さらに政府が閣議で決定した総合経済政策において、経済安保上の重要な分野に指定されるなど、民間努力で支えてきた造船業にやっと国策として光が当たることになりました。私はこの国の動きに感謝を申し上げたのはもちろんですが、国による造船業界へのインフラ・設備投資等への支援だけではなく、イワキテック硬式野球部の誕生によって若い人材の確保・定着に顕著な効果があらわれていることも踏まえ、現場で働く人たちの待遇改善や福利厚生の実を強く訴えてまいりました。同日には、東京での要望活動の合間に7日付で異動された国交省・総務省幹部の方々に挨拶回りを行い、上島町の現況説明と要望をお伝えしてまいりました。

8月15日には、愛媛県県民文化会館メインホールでの令和8年度愛媛県戦没者追悼式に参列いたしました。当日は上島町遺族会を代表して、町内の戦没者のご遺族8名も参列され、知事から戦没者への追悼の言葉や愛媛大学合唱団による献唱のもと、厳粛な雰囲気の中で、

戦没者を追悼するとともに、平和の尊さを改めて考える機会となりました。私もお遺族や関係者の皆様とともに、戦争によって失われた多くの尊い命に思いを寄せるとともに、戦後81年を迎え、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代へ語り継いでいくことの重要性を改めて強く感じました。

さて、国の来年度予算概要要求基準が概算要求基準が4月30日に閣議了解されました。

高市政権下での取りまとめは初めてで、27年度は責任ある積極財政と強調され、新設された「強く豊かな日本」投資枠にはシーリングを設けず、補正予算に依存してきた政策を当初予算に計上する方針を打ち出しました。このため、概算要求総額は140兆円を超え、4年連続で過去最大となる見通しであり、例年以上に厳しい予算編成がよさ、予想されます。

一方、上島町の令和7年度決算における財政状況ですが、地方公共団体の財政の健全性を判断する4つの指標の一つである実質公債費比率は14.0%となり、前年より0.4%改善されました。減少の要因としては、事業の見直しに取組んだこと、地方債の償還に伴い、元利償還金の額が減少したこと、普通交付税の額が増加したこと等によるものです。この14.0%という数字は、国が示す早期健全化基準25%や地方債の発行に際して、県の許可が必要となる18%を下回っており、健全な数値を示しておりますが、将来的に財政構造の硬直化を招かないよう、今後も地方債の新規発行抑制に努めてまいります。

また、7月24日に愛媛県より普通交付税の決定通知があり、令和8年度の上島町の普通交付税は33億4,256万4,000円で、前年度比946万1,000円0.3%増となっています。

その要因は、町民税等の増により、基準財政収入額は増加したものの給与改定や物価高に対応した算定の他、臨時財政対策債償還基金費が創設されたこと等により、基準財政需要額が増加したためです。

今後、限られた財源の中で、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うため、独立採算を原則とする企業会計の使用料の見直しについても検討を進めておりますので、議会や町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、今年は4年に一度のワールドカップが開催され、世界中に感動を与えたのはご案内の通りです。日本代表も優勝を目指せる実力をつけ、その試合内容は高く評価されました。

それ以上に私が日本人としての誇りを覚えたのは、使用したロッカールームを試合後に毎回整理整頓し、感謝の言葉や折り紙を残して去った日本代表の行動です。

また、森保監督が敗戦後にピッチに向かって90度のお辞儀をする姿や日本のサポーターがスタンドを清掃する姿は、「規律・秩序、敬意を重んじる姿勢は世界中の模範」と称賛されました。

上島町は小さな田舎町ですが、どこにも負けない歴史や美しい景観、豊かさがあります。

私はこの日本代表のように、「強さ」だけではない「品格」を持ち続ける町でありたいと考えています。

なお、8月にフィンランドで開催されたモルック世界大会において、上島町の職員が所属するチームが優勝したこともお知らせ、お知らせしておきます。

本日は決算認定や認定案14件、条例案4件、補正予算案1件、人事案4件、その他4件計26件の議案を上程しております。

個々の議案につきましては、それぞれの時点でご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第5、一般質問を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は会議規則どおり3回までとしますので、質問事項毎に行ってください。

また、個人名等、個人情報には十分に注意し、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめた上でされますようお願い申し上げます。

以上、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は、6名です。

それでは、はじめに藤田議員の質問を許可いたします。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

(藤田 徹也 議員、登壇)

○(8番・藤田 徹也 議員)

おはようございます。(「おはようございます」の声あり)

議席番号8番、藤田徹也です。

本日は、1件の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、管理不全な空き家及び相続放棄地に隣する危険樹木問題について質問させていただきます。

現在、本町において極めて深刻な事例が2件発生しています。1件は空き家、1件は空き家であり、かつ相続人が全員相続放棄した土地です。これらの私有地から伸びた巨木が、隣の家の屋根に覆いかぶさり、いつ倒木するかわからない状況で危険と隣り合わせの中で生活をされています。通常であれば、民法に基づき所有者へ伐採を求めるところですが、支払い能力がない、連絡先が分からない現状があります。さらに本町には、危険樹木の伐採に対する補助金制度もありません。被害住民は完全に制度の隙間に落とされ、泣き寝入りを強いられています。これを私人間のトラブルで済ませてよいのでしょうか。民家密集地における巨木の倒壊は、1件の被害にとどまらず周囲の家屋へのドミノ倒しの2次災害、電線の寸断や避難路の妨害を引き起こす地域全体の防災、安全上の重大な危機ではないのでしょうか。本町における空き家や相続放棄地の危険樹木に関する苦情、相談件数の推移と、現状の対応への限界について、どのような認識をお持ちなのか。

また、改正空き家法に基づく管理不全空き家の指定や改正民法第940条に基づく元相続人

への保存義務の履行について、本町として今後どのように法を執行していく方針なのか。

そして自治体に補助金がない現状において、町民の生命に緊迫した危機が及んでいる場合、行政として救済する手立てはあるのか、本町の認識をお示してください。

○(梨木 善彦 健康福祉部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木健康福祉部長。

(梨木 善彦 健康福祉部長、登壇)

○(梨木 善彦 健康福祉部長)

藤田議員の質問にお答えいたします。

空き家を問わず隣接地から繁茂した雑草や樹木に関する相談件数は、令和5年度が8件、令和6年度が11件、令和7年度が9件、今年度は現在までで4件となっており、近年、継続して相談が寄せられております。

空き家やその敷地内の樹木につきましては、原則として所有者又は管理者が適切に管理すべきものであり、町はこれまでも相談や苦情を受けた際には、所有者調査や助言を行い8割以上が解決していますが、所有者と連絡が取れない場合や連絡をしても対応をしていただけない場合もあり、問題の解決に至らないケースも生じております。

なお、本町では老朽危険空き家等の解体に対しては、国・県の補助支援を活用した補助制度を設けておりますが、危険樹木の伐採のみを対象とした補助制度は、国・県の支援もないことから、現在のところ設けておりません。

また、改正空家法で位置付けられた管理不全空き家等につきましては、現地調査を実施し、管理不全な状態と認められる場合には、法に基づき所有者等へ助言・指導・勧告及び命令を段階的に行い、なお改善が図られない場合には、行政代執行法の規定に基づく措置も含め対応してまいります。

改正民法第940条につきましては、相続放棄時に当該財産を現に占有していた者に保存義務が課されるものであり、町といたしましては、具体的な相談があれば、個々の事案の状況を確認しながら、適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

(梨木 善彦 健康福祉部長、降壇)

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

ご答弁いただきました。

まさにですね、梨木住民課長が言われた通り、その先をですね、こういう状況の中で一体どう解決していくんだっていうことをその行政側に訴えていきたい。今後こういうことが起こっても安心して暮らせる環境作りっていうのを予算化していただきたいと思います。

それでですね、国の定める改正空家法および改正民法第940条に基づき、住民の生命と財産を守る措置をより早く正確に確実に実行して、いただきたい。本町には、国が空家法を作る前から上島町独自に空き家その他敷地立ち木などの適正管理を定めた周囲に危険を及ぼす場合に指導・勧告・命令等できると定めた条例があります。

既に、本町自らが空き地の立ち木も含めて適正管理させると条例で宣言しているため、行政の介入には大義名分があります。これら法改正によって、自治体に与えられた権利を被害住民が苦しんでいる現場に今すぐ適用し、お願いベースの指導から法に基づく強力な行政処分、指導へと本町の対応を一步進めるべきではないでしょうか。その覚悟があるのか、本町の認識をお示してください。

○(梨木 善彦 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、梨木健康福祉部長。

○(梨木 善彦 健康福祉部長) はい。

これまでも条例及び関係法令に基づき対応してまいりました。

これからも同様に必要な措置を適切に講じ、町民の安全で安心な生活環境の確保に確保に努めてまいりたいと考えております。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

引き続きご答弁いただきました。

今この瞬間にですもね、法的手続きを待つ時間がない緊迫した事態と捉え、本町が実効性のある救済策を講じる必要があると改めて確信しております。密集地における倒木被害から町民の生命、財産を守るために、新たな救済制度の構築に向け、具体的な検討に着手していただきたいと思いますが、理事者の認識を明確にお示しいただきたい。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

対応につきましては、先ほど担当部長が申し上げましたように法にのっとって対応させていただきます。今までも法にのっとって対応しております。そこで2割がたはちょっと厳しかったんですが8割がたは解決しておりました。ここで難しいところは、ご案内のように940条に関わる部分、民法940に関わる部分においても、相続放棄をして全く対応する相手がいない場合と、この保存義務をしなければならない。その放棄したときに、権限がある方は、保存義務があって、そのその940条の中においても、2通りのやり方があります。

そして、その下の被害頻度、被害というか壊れた頻度等々においても様々な対応の施策がたくさんございます。ですから、上島町はそれにのっとってやるとその法律を飛び越えてやるとときと場合によってその管理者なり、保存義務者が対応しなければならない。対応できる部分においても、上島町の税金を使ってやらないといけないというようなことになってきて、ある意味不公平になってまいりますので、その辺は、具体的な案件がございましたら、担当課においてしっかりと対応をさせていただきたい、そのように思っております。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

今、町長からのご答弁いただきました。

まず、もちろん法に基づく対策というのは重々これ必ず法律法を守ってしていかななくてはいけないというのはわかっております。

最後に、具体的な例があれば対応するということなので、よろしくお願ひしたいと思いますが、8月の末にですね、私たち議員有志で、岡山県の美咲町というところに行政視察をしに行きました。その町はですね、上島町と山の中ですけど、よく似ていて3つの町が合併したってできたということで、当時、81あった自治会が現在、13に絞られています。

これは行政が主導して、一緒になれよって言うたのではなく、住民が作り上げた。

そして、13地区の中で11地区が自治会認定を受けている。後の残り2つは今、自治会認定を受けるべく活動中ということでした。その中で町にとって何が変わってきたかということなんですけど、やはり自治会が広くなれば、それぞれやることも増えて予算もかかります。

そこで町は住民1人当たり、例えば400円掛ける住民の人数で、何かそれとは別に、10万円の補助金15万円の補助金、自治会認定ができたなら30万円の補助金を出すよということで、できた自治会に予算をつけてます。そういう中で、こういった問題も自治会自体が解決して、行っている状況があります。余談ですが、ぜひ上島町もですね、例えば上弓削区、下弓削区、佐島・生名2つ岩城3つとかですね。そういう中で、自治会自体が解決していく方法も模索してくれば、いいんではないかなと思います。ということでですね、ぜひ参考にさせていただきたいということで、私の質問を終わります

(藤田 徹也 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、藤田議員の質問を終わります。

続いて、徳岡議員の質問を許可いたします。

○(4番・徳岡 誠 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、徳岡議員。

(徳岡 誠 議員、登壇)

○(4番・徳岡 誠 議員)

はい、おはようございます。

議席番号4番、徳岡でございます。

今日はですね、災害時の町民避難につきまして質問させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

昨年的一般質問では、災害時の町の備えにつきまして、簡易ベッド・水・食料・毛布等の備蓄状況や各企業との協力支援体制の確認をさせていただきました。あれから1年が経ち、近い災害では、先月熊本での震度7の地震や千葉や北陸等で全国で豪雨災害が起き、熊本では最大約1万人が避難生活となり、現在でもまだ3千人程度の方が避難生活を送っております。千葉の豪雨災害でも発生時には2千人以上が避難をしております。

また、昨年10月の国の活断層調査において、上島町弓削島沖直近の位置にしまなみ海道に沿った35kmの活断層が新たに発見されています。詳しくは調査段階ですが、M7クラスの地震の可能性も指摘されています。南海トラフ地震とは別に、能登半島の活断層に似た新しい活断層が町の直近に発見された事に危機感を感じております。

そこで質問いたします。

この発見された新しい活断層につきまして、上島町の持っている情報があれば、公表出来る範囲で結構ですので教えて下さい。

○(小林 俊則 消防長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

(小林 俊則 消防長、登壇)

○(小林 俊則 消防長)

徳岡議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の調査につきましては、国立研究開発法人産業技術総合研究所が、燧灘全域の音波探査を実施したものです。その調査結果につきましては、同研究所の発表通りであり、上島町が独自に把握している情報はありません。

今後、過去の具体的な活動の時期や頻度を明らかにするための掘削調査を進めるとされており、今回の調査結果は、地震の規模や発生確率等を評価したものではなく、活断層が確立されたという段階です。

この確認された活断層については、今後も調査が進められる予定ですが、当該活断層が国の地震調査研究推進本部の長期評価の対象となるかどうかは明らにはなっていない段階であり、愛媛県は「過度に恐れることなく、冷静に受け止めていただくよう」県民に呼び掛けていますので、上島町としてもルールに基づいて、今後の動向をしっかりと注視しながら、防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

(小林 俊則 消防長、降壇)

○(4番・徳岡 誠 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、徳岡議員。

○(4番・徳岡 誠 議員) はい。

回答ありがとうございました。

今後情報が入った時点で結構ですので公表できる範囲で、町民への情報共有をよろしくお願いいたします。

次に今後想定される南海トラフ地震や新たに発見された活断層により、地震が起こった場合に、集中豪雨等の災害と違い、上島町全域での大きな災害となり、多くの町民が避難を強いられると予測されます。

そこで二つ目の質問をさせていただきます。

上島町が想定、準備している町内の避難場所の数、また、収容可能人数を教えてください。

○(小林 俊則 消防長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長)

避難所の数につきましては42が避難所の数となっております。

収容人員につきましては、合計、町内全域で3,816人となっております。

以上です。

○(4番・徳岡 誠 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、徳岡議員。

○(4番・徳岡 誠 議員) はい。

回答ありがとうございます。

大規模災害で全員、町全域が被災した場合にですね、避難場所、避難予定場所も被災し使用できない可能性やスタッフの不足等により、おそらく多くの町民が避難場所に入れないと思われます。それは想定しておかないといけないことで、様々なケースの想定が必要と考えております。

最後に、避難場所のスタッフについて質問をさせていただきます。

避難場所に配置されるスタッフの体制につきまして、現時点の想定、計画について教えてください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

細かい数字等々については、担当からお答えさせていただきます。

ご案内のように上島町からも今回の熊本地震に支援員として何名か送らせて、ご支援をさせていただいておる中で昨日、報告、私に対して報告をしていただきました。

そういった中で、避難所の運営に関して、どうしてたかというような報告も受けました。

これまず、ごめんなさい。まず正式な報告ではないんですけれどもとりあえず聞かしてくれということで、そういった中で上島町は自主運営をしていくと、避難所は。自主運営をしていくということで、今計画をしっかりと立てております。ただ、今回の熊本大地震においてその支援職員からいろいろ聞いたのは、避難避難所の運営を委託業務として、その専門的な業者に出しているというようなお話もありますのでそれも含めて今後検討すべきじゃないかなと思います。

今現在では地区の役員の皆様、そして担当職員その地区の担当職員、避難所の担当職員において、自主的な運営をするということになっておりますが、お金はかかりますけれど、そういった上島町に適切であれば委託業務として対応するというのも一つの方法ではないかなと思っております。

具体的な数字につき、数字と現状につきましては、担当からお答えさせていただきます。

○(小林 俊則 消防長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

避難所の職員配置につきましては、上島町災害対策本部が活動を行う際の連絡体制配備基準および組織図に基づいて、住民課・健康推進課の職員が中心となり、避難所を開設をいたします。

災害等により職員が被災し不足する場合には、他の課の職員の応援を行うように対策本部から指示を行います。（「語尾をはっきり」町長の声あり）はい。運営については上島町避難所運営マニュアルに基づき、自治会や自主防災組織、それから避難された住民の方の協力を得ながら、避難所の組織作りを行っていく計画となっております。

以上です。

○(4番・徳岡 誠 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、徳岡議員。

○(4番・徳岡 誠 議員) はい。

回答ありがとうございます。

災害には、豪雨・地震・津波・火事・停電・断水と様々あり規模や期間の違いもあり、想定対策計画が大変難しいと思っております。繰り返しますが、規模によっては避難場所が被災し使用できない場合も考えられ、また、支援スタッフ自体も避難者となり、必要人員が足りない状況も考えられます。

避難所は高齢者等の自宅避難の困難な方々を優先することで、避難所に入れない多くの町民が自宅避難を強いられると考えております。1年前にもお願いいたしましたが、町民に対して、自宅避難を想定した自主防災の準備の重要性を町の方からケーブルテレビや広報チラシ等にて繰り返し発信していただくことを強くお願い申し上げます。

町民の自主防災の意識が高まり、自主避難の準備が整えば整うほど町の負担も減り、いざというとき、必要な本当に必要な支援に時間と労力を効率よく使えると思っております。

今回地震対策の補助金を計上していただいております。大変ありがとうございます。

また、災害直後の救命チームや継続が必要な医療チーム、高齢者や災害者、障害者等の避難に支援を必要とする方や災害による心のケアが必要な方等の対応についてもお願いいたします。

また、今回、弓削商船の実習船弓削丸が広島商船、大島商船の実習船とともに熊本の被災地に派遣され、シャワー等の避難者支援を行っております。

このような設備を持った弓削商船という学校が我が上島町にあることの重要性を再確認していただき弓削高校同様、存続維持のために弓削商船への支援や深い関係性を持続していただきたいと願っております。

また、ふるさとから遠く離れ言葉も不自由な外国人の方々の対応も町民同様にもお願い申し上げます。

最後ですが、離れております魚島地区の孤立を避ける対策も十分にもお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(徳岡 誠 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、徳岡議員の質問を終わります。

続いて、上村議員の質問を許可いたします。

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

(上村 建太 議員、登壇)

○(5番・上村 建太 議員)

おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

議席番号5番、上村建太です。

議長、質問に入る前に少しよろしいですか。（議長了解）

はい、ありがとうございます。先ほど町長の方、行政報告の中から最後に世界チャンピオンが職員の中から誕生したという報告がありましたが、立場上ちょっと私にも言わせていただきたいと思います。

私、上島町スポーツ協会会長を務めさせていただいて昔でいう体育協会会長なんですけども、この度、我がスポーツ協会モルック部の方が世界チャンピオンになったという素晴らしいニュースをいただきました。これは町としてもスポーツ協会としても大変嬉しいことだと思います。モルックというスポーツは子どもを、小さな子どもからお年寄りまで楽しめるだけではなくて、子どももお年寄りも一緒にチームになって、楽しめるスポーツであります。

スポーツ協会としてもこのチャンスはですね、のがすことなく、世界チャンピオンの方をお願いをしてですね、上島町でもこのモルックを普及させていきたいなと思っております。

また、今いきなスポレク野球場は、中学硬式野球の聖地として毎週、合宿や試合などで賑わっております。

次には、今度は北立石多目的広場ですね、モルックの聖地として活用できるよう、これからスポーツ協会としてもやっていく気概でおりますので、町としても、担当課としてもご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

質問は、新たなコンビニエンスストア出店を契機とした安全安心なまちづくりについてということでよろしくお願いいたします。

生名島の立石港周辺に新たなコンビニエンスストアが出店される予定と伺っております。

本町のような離島地域において、コンビニエンスストアは単なる商業施設ではなく、住民の日常生活を支える重要な生活インフラの一つであると考えます。特に高齢化が進む中、身近な場所での買い物ができる環境が整うことは、高齢者の生活利便性の向上や買い物負担の軽減につながるものと期待しております。一方で、運転免許を返納した高齢者や移動手段を持たない方々が、その利便性を十分に享受できる環境づくりも重要であると考えますが、町は今回の出店による高齢者の買い物支援や見守り活動、行政情報の提供など、地域住民の利便性向上にどのような効果を期待し、今後、事業者と連携した取組を進めるお考えはあるのかお聞かせ下さい

また、本町は台風や南海トラフ地震等による物流の停滞や孤立化のリスクを抱えており、災害発生時における食料や飲料水、生活必需品の確保は極めて重要な課題であります。すでに町内にはコンビニエンスストアが立地しているものの、立石港周辺の新たな出店により、物資供給体制の強化につながることも期待され、非常時には物資供給拠点として大きな役割を果たすことも期待されます。今回の出店を契機として町は防災面でどのような役割を期待しているのか。

また、コンビニエンスストア本部や運営事業者との防災協定の締結について、どのようにお考えなのかお聞かせ下さい。

さらに、立石港周辺は島民の生活道路であるとともに、港利用や観光客、サイクリストな

ど多くの人が行き交う場所であります。出店により人や車の往来が増加することが見込まれますが、高齢者や歩行者、サイクリストの安全確保は極めて重要です。交通量の増加による事故や混雑を未然に防ぐため、町として横断歩道や路面表示、注意喚起などどのような交通安全対策を講じようとしているのかお考えをお聞かせ下さい。

○(村上 和彦 副町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、村上副町長。

(村上 和彦 副町長、登壇)

○(村上 和彦 副町長)

上村議員のご質問にお答えいたします。

上島町内への新たなコンビニエンスストア出店は、高齢者を含む住民の日常的な利便性向上や災害時の物資供給力強化、地域のにぎわいといった、プラスの効果が期待できるものと考えております。

まず、事業者との連携に関しては、上島町と協力事業者との連携により、高齢者等の異変に気付いた場合に通報してもらう「地域見守りネットワーク」について、他のコンビニエンスストアと同様に協力依頼するとともに、住民票等のコンビニ交付についても協議をしたいと考えております。

また、J A越智今治・四国コカコーラボトリング株式会社・ダイキ株式会社・キッチンカー協会・日立造船因島生活協同組合と生活必需物資の調達や食に関する協定の締結をしているように、災害時には支援をしていただけるように他のコンビニエンスストアも含め協議を行います。

なお、コンビニエンスストア出店に伴う交通の安全確保につきましては、警察等関係機関と連携し、必要な対策を講じてまいります。

以上です。

(村上 和彦 副町長、降壇)

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

○(5番・上村 建太 議員) はい。

ありがとうございます。

コンビニでの行政代行サービスとしてマイナンバーカードやスマホをかざして、各種証明書、住民票や印鑑証明などを発行できるサービスは既に定着をしております。

まず答弁いただいた高齢者の見守りについてなんですけれども、これはぜひ既存のコンビニも含めて協議をしていただきたいと思います。コンビニには店内外また駐車場に必ず防犯カメラが設置されております。行方不明者の捜索などに大変有効ではないかと思っております。

また現在、上島町にも地域見守りネットワーク事業というのが存在しておりますが、あのホームページを見てみますと、登録事業者の明記などもされておらず、改めて再整備が必要だと思われませんがこの点についていかがでしょうか。

○(今井 稔 健康推進課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康推進課長。

○(今井 稔 健康推進課長) はい。

確かに地域見守りネットワークの協力団体、これは金融機関とか販売店とか、配達業者さん、こういう方に業者さんに協力を依頼して了解をもらっております。ですので、協力依頼店の表示っていうのをまたこちらで考えていかなきゃならないかなと思っております。これはやはりお店の方がですね、いつも買いに来るのに今日はこの来ないねとか、お金の支払いの仕方がわからないねとか道に迷ってるねっていう人とか、あと郵便が結構たまってますよというような異変に気づいたら上島町包括支援センターの方に連絡していただいてそれで高齢者の対応をしていくというような事業でございますので、これはしっかりやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

○(5番・上村 建太 議員) はい。

ありがとうございます。

まさに私も訴えようと思ったんですけども、再整備をしていただきましたら登録事業者にはワッペンなり、ステッカーなりで表示していただいて、どなたが見てもわかるような形をとっていただきたいと思います。そうすることで、見える防犯にも繋がると思いますが子どもたちや女性たちが、女性がですね、危険に危険がおよびそうなときに避難所としても使えるのではないかと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に災害対策についてなんですが、国の災害対策基本法に基づいてコンビニの大手3社が指定されて国や多くの自治体と様々な災害対策支援協定を結んでおります。

上島町でも、答弁にもあったように多くの企業と支援協定を結んでいただいております。

そして現在町の災害用備蓄品の内容としても、水はもちろんのこと、白米やカレー、缶詰、パンやけんちん汁と豊富に用意されております。

先日の熊本地震の際コンビニやスーパーから支援物資をいただいた支援物資の内容としては被災地からの要望もあったようなんですが、水やお茶はもちろんのこと、おにぎりやカップラーメン、着替え用のTシャツや下着、冷却タオル、洗顔シートまた、氷嚢用の氷など普段食べられている物や季節に応じた物が支援されております。

また、スマホ充電機の無料サービスやEV車充電機の無料開放など、コンビニならではの支援も受けられるようです。

先ほど同僚議員の質問の中でもありましたように、新たな活断層が見つかり、南海トラフ地震も気になるところです。昨今では全国で線状降水帯による発生による豪雨災害も多発しております。

ここはですね、既存の店舗も含めて検討すると答えていただきましたが、早急に災害支援対策協定締結に向けて進めるべきと考えますが、改めてどのようにお考えかお示してください。

○(小林 俊則 消防長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

先ほど副町長の答弁にもありましたように、他の既存のコンビニも含めて協議を進めてまいります。まだ、できてない業者もありますので、そこが動いて迅速にアプローチをかけながら対応をとっていきたいと思います。

以上です。

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

○(5番・上村 建太 議員) はい。

ちょっとしつこく質問させていただいたんですけども、今、全国で豪雨災害が多発しております。

上島町としても、6月ですかね、記憶に新しいと思うんですけど、6月25日26日でしたか、しまなみ海道が大雨のため封鎖されました。しかし船は動いてました。これまで生きてきて、初めての経験だったと思うんですけど、ですけども、いろんな災害が起こったとき、陸路が駄目でも、船がある。これは離島の弱みが強みになるパターンになるのではないかと思います。コンビニにおいては、どうも全国展開されておりますので、まず広島県側が駄目なら、愛媛県側から支援、これは船があればあってこそその話なんですけども、そういう強みが出てくると思いますので、またその辺の協議よろしく願いいたします。

最後に交通安全に関してなんですけども、地域の方々、コンビニできて嬉しいね、けど、危ないよねっていう声を私は大変よく聞きます。仕事柄、毎朝立石港の方に立っておって、駐車場、駐在さんともよく話をするのですが、一番お店との兼ね合いで交通事故の多い例というのは、車が駐車場をがあるかないかに気を取られて歩行者を見てなかった、左右確認しなかったっていうことが多いらしいです。

実際確かにあの立地であれば、船から降りてきた車が駐車場を探してそのまま真っすぐ行ったときに歩行者と接触するとか、車と接触するとか、そういうことが多くなるのではないかと話をしておりました。これ港湾ですので県の管轄であるとか、警察とかいろいろあると思うんですけども、一つお願いしたいのは、岩城橋ができたできて本当に利用客が車も歩行者も自転車もバイクも増えました。

そしてその間に商船の学生のバイク通学も認めてまいりまして、かなりの出勤時にはかなりの車バイクなどが多い多くなっております。お願いとしては、この利用者の動線の再調査どういう動きをされているのかっていうのをまず調査をしていただきたいのですがその辺いかがでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

今おっしゃっていただいたようにいろいろ条件が変わってきてるということで、もちろん担当課もそれに沿って、しっかりと勉強・検討はしているものと思います。

残念ながら日曜日の朝9時前後というのはもういつも積み残しがあるような状況で、これはもうご案内に家老渡が動いてないからそれは4月からの変化だと思います。

そういった意味で担当課はしっかりやっているといますけれども、今、議員がおっしゃ

られた道線あるいは人の動き、変化に対してなすべきことは、担当課を中心にしっかりやらせていただきたい、そのように思います。今までと同じではいけないと思っています。

○(前田 省二 議長) よろしいですか。

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

○(5番・上村 建太 議員) はい。

ありがとうございました。

今後ですね、理事者側と警察、県そして事業者が一緒になってですね、この安全に関しては話を進めていただきたいと思っております。他の自治体のコンビニとの関わりとして、移動販売車の連携も行っているところもあります。デマンド交通の拡大で買い物に行きやすくなったという声も聞こえるようになってきましたが、高齢化や買い物環境の低下に悩む地域においては、移動販売車の活用は、買い物困難者支援と地域コミュニティの維持、そして見守りを同時に解決する有効な官民連携スキームとなると思います。

ぜひこの移動販売車サービスも時間をかけてでも検討していただいて、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

(上村 建太 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ここで、一般質問中でございますけども、10時20分まで休憩をとりたいと思います。

それで宮畑議員、それでよろしいですか。

はい、じゃあここで休憩といたします。

(休憩 : 午前10時12分 ～ 午前10時20分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて一般質問、宮畑議員の質問を許可いたします。

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、宮畑議員。

(宮畑 周平 議員、登壇)

○(2番・宮畑 周平 議員)

議席番号2番、宮原周平でございます。

本日は「船員の担い手不足解消に向けて」という主題で、一般質問させていただきます。

また、宮畑船の話かと言われるかもしれませんが、町民にかん町民にしてもですね、大変関心事でございますし、上島町の未来をですね、どう作っていくかというような大変大切な話であると思いますので、ぜひオープンな議論をしていきたいなというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

はい、それでは内容に入ります。

全国的に船員の高齢化と担い手不足が進む中、この状況は単なる個々の航路事業者の経営課題を超えて、地域全体で向き合うべき大きな課題であると感じています。船があっても、それを動かす人がいなければ航路は維持できず、それが住民生活の利便性の低下を招いたり、地域経済に大きな影響を与えたりすることが予想できるからです。

陸路で本土と繋がっていない私たちの地理的な生活環境ですから、公営・民営問わず、町内の航路はどれも私たちが、私たちに欠かせない存在であることは言うまでもありません。

そして本町においても、複数の航路で船員不足が課題になっていると認識しております。

昨年9月、航路の維持を支援するための画期的な離島航路補助金がスタートしたのは記憶に新しいところですが、さらに航路をより持続可能なものとしていくためには、担い手の育成や確保を制度面で促していくような支援、また、将来的な船舶の自動化や運航支援技術の導入による省人化・効率化など、慢性的な船員不足に対応するさまざまな取組に、行政としても前向きに挑戦していくことが望ましいと考えます。

そこでお尋ねいたします。

まず、町として、現在の構造的な船員不足の状況について、地域の交通基盤の維持に関わる行政課題だとお考えかどうか、町のご見解を伺います。

その上で、現在実施していただいている前述の離島航路補助金に加え、特に「船員の育成・確保」という視点に立った時、国への制度的要望なども含め、地域の行政としてどのような関与を実施している、また今後実施していきたいと考えているか、お伺いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

宮畑議員の質問にお答えいたします。

島民のライフラインである航路の重要度は、常日頃私が発言・実行している通りであり、上島町の離島航路施策への方向性についてはご理解いただいているものと考えています。

国の来年度予算編成に向けた「離島振興に関する要望書」にも「離島航路の整備強化」と明記しており、本年7月に実施した全国離島振興協議会を代表した国への要望では、更に「離島航路の維持に関する重点要望書」を加えています。

主な内容は、「船員の確保・育成の推進」「船員不足に対応した制度改革及び支援制度の充実」「離島航路の自動運転船導入支援」としており、離島航路を維持するための施策を強力に働きかけています。

その重要度から、議会にその資料を提供し、行政としての関与内容をお伝えしているのはご案内の通りであります。議員からも報告ありましたように愛媛県或いは広島県・尾道市・今治市等々と協力して、今までなかった補助制度を組み立てさせていただいております。ただ地区長会でも申し上げましたが、今何をなすべきか。これは、もっともっと請願にもあったように、利用頻度を上げていただく。困ってる航路、なくしてはいけない航路を利用していただく。今は私はその段階ではないかなと思っています。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、宮畑議員。

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

ご答弁ありがとうございます。

先ほど町長おっしゃったようにですね、船の住民側もですね、使用頻度を上げてもらうということ、これも本当に重要なことであろう、あろうと思います。売り上げが上がりなければですね、なかなか商売として続けていくことは難しいというふうには思います。ただですね、先ほどの町長、私もご紹介したような補助金補助金制度ですね、これは本当に画期的なところだと思います。できるだけですね、この中で航路も自ら船員が養成できるようなですね、体制に持っていくにはどうしたらいいかということも含めて行政にはですね、更なるサポートをお願いしたいなというふうに思っております。

次のそうしましたら再質問にまいりますけれども、町長、先ほどご紹介していただいた国への重点要望書、私もしっかり読み込ませていただきました。

ここからはですね、全国の離島でほぼ共通の課題が同時に起こっているということが伺えます。この要望事項ちょっと詳しく説明、詳しく簡単に説明、簡潔に説明しますと、要望事項、要望事項として5つ柱がございまして、1つ、船員確保対策、1つ、自動運行船導入推進、1つ、新船建造および更新対策、1つ、予備船確保の対策、1つ、燃油等の安定確保の対策、このようにですね5つの柱がありまして、国への要望内容についてはですね、普段から私がこの航路問題について見ている認識課題とですね、課題認識とほぼ同様に非常に的確だと思っています。引き続き国にはですね、制度的要望を粘り強く続けていきたいと思っています。

この再質問ではですね、省人化を実現する自動運行船について伺います。この船員不足の対策としてですね、極めて希望があるのではないかと考えるのがですね、この自動船、自動運行船の導入の推進です。ちょっと脱線しますが、モーダルシフトという言葉があります。これ、町長もご存知ですかね。トラックなどで行っている荷物の輸送をですね、環境に優しく、大量に運べる鉄道や船舶に切り替えようという国の大きな方針です。

このモーダルシフトの中で国も自動、自動運行船について盛り込んでおりまして、例えば既に日本財団がですね、例えば国内いくつかの航路で自動運航船の実証実験を行っていることもですね、ご存知であろうと思います。実は私の知り合いの大三島の会社さんなんですけど、これ小さいプレジャーボートみたいなもんなんですけどね。ここがですねこのプロジェクトの一環で、広島のような自動運航そうですね、システムを開発しているような会社とタッグを組みまして、実際に実証実験を行って、たりもしています。船員確保とですね、船の省人化は同時に進めなければいけないなという中で、私はここにですね、大変夢があるのではないかなと思っています。私が考えるシナリオはですね、海のこの町の海をですね、自動運行船の実証フィールドにしたいとしっかりと国にアピールしてですね、船員不足に苦しむ航路と町が組んで国からの資金を勝ち取ります。うまく進められれば、例えば自動運航性能をそなえた船舶の導入、新船建造までを含めた国費でですね、できるようなプロジェクト

に繋がる可能性もあるのではないかと。そのように考えます。ここで必要なことはですね、町としてこの地域にあったプロジェクトを考えて、いち早く手を挙げ、国に提案していくことではないかと思います。といいますのは先ほど重点要望を押しを出したですね、この全国離島振興協議会が所属している自治体の航路を見ますと、概要もあります。私達のような内海や平水域もあります。潮の流れ、潮位差などの自然条件の違い、また、船のサイズも巨大なカーフェリーから高速なジェットフォイル、運行距離の長短、運行頻度など非常に多岐にわたります。

また瀬戸内海にも多くの離島がありまして、もしどう実証実験フィールドにという話がなくなった場合ですね、これらの地域との誘致競争になる可能性もあります。

従って、私思いますのは、全国離島振興協議会を通しての大きな要望と合わせまして、私達の町の航路を守るための私達が行う特別な動きもまた必要ではないか、そのように思います。このようにですね、なかなか夢のあるプロジェクトができそうではないかと思うんですけども、町としてこの実証実験、フィールド誘致、具体的に検討してみたいかがでしょうか。ご答弁を求めます

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

モーダルシフトに関しては、担当課からお答えさせていただきます。

少し余分になるかも知れませんが最初の質問でお答えしたように、これ、こうやって国に対して離島それと、他関係者が一生懸命訴えているというのは、ご案内のように県や町のレベルでは解決できないことがたくさんあります。というのは、法に関係することで、法律は国が持っておりますので、それに違反することはできないと。だから変えてくださいというお願いしている最中でございます。

そういった中で、ご案内のように今造船ちょっと等々に関しては昔から外国の方外国人労働者の方々を活用されてうまくいっているという事例があります。

もう一点はその外国航路につきましても、外国の船員さんを雇って対応していく中には船長さんが日本人だけで、あと全部外国の方という方もいらっしゃいます。これも一つの方法であろうかと思います。ただ、内航船に関しては、残念ながら法律上、今現在ではそういうことができない状況になっておりますのでそれも含めて今、国に対して、何とかしてくださいよと。内航船も同じように、例えば外国の方が乗れるようにしてくださいというお願いをしている最中ございまして、そういった意味で国を動かさないとできないことがあるということもご理解いただきたいと思います。と思っています。

もう一点は、道路もその海の航路も国土交通省でございます。国土交通省はご案内のように国の中でも予算はたくさん持っております。たくさん持っている中で、どう見ても、道路の予算の方が大き過ぎる。大き過ぎると言ったら、ごめんなさい。怒られるけど、ちょっと言い方変えます。海事の方が海の方が少な過ぎるというところで、そういった意味でも、国に対して働きかけないと道路の予算 1 ヶ所行くのに今、道路って 2 本も 3 本もあります。でも、離島の補助航路というのは、1 航路ではないと 1 航路しかない島ではないと補助しな

いというルールになっています。そういった意味でも、ちょっと私は不公平だと思っています。ですから、国がもっと頑張っていて航路に予算をつけていただくと。全体の枠はあるんでもうちょっと船の方に予算配分してくださいよという投げかけを今後も続けていきたい。

そういった国の少し規制がかかっているということもご理解いただきたいと思います。

モーダルシフトにつきましては、担当課からお答えいたします。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、茂木公営事業課長。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) はい。

モーダルシフトは、主にコンテナ等を利用した物流の流れのことだと認識しております。

上島町の場合自家用車、商用車等の輸送が主ですので、少し異なる部分があるかと思いますが、おっしゃられたモーダルシフト、自動運行船について情報収集を図り、上島町の航路条件に適用できるようでありましたら、誘致を進めてまいります。

以上です。

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、宮畑議員。

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

ありがとうございます。

先ほどの町長おっしゃられましたように非常に制度的な部分が大きいというのは承知しております。先ほどね、言及されました外国人人材の内航船への登用であるとかですね、これ本当に我が町においてもですね、非常に有意義なことではないか希望が持てることではないかと思いますので、町長この全国離島振興協議会ですね、副会長でいらっしゃるということで非常に重責であろうかと思いますが、その立場をですね、しっかりと生かします。生かされてですね、要望の方進めていっていただきたいと協力に行っていただきたいというふうにお願いいたします。

また、自動運行船に関しましては、昨今ですね、やはり人工知能の進化というのは本当に著しいものでございます。もう今までできなかったようなことがですね、もう本当にデスクトップの上で簡単にできるようになってきた。やはりこの進化のスピードというのは、この自動運航船にもですね、非常に関わっていきそうだなというのは私は本当に予感しております。今は難しいかもしれないですけども、本当にごく短期間のうちにですね、可能になっていく可能性がありますので、これに関しては町の方もですね、しっかりと情報収集研究をしていただきまして、何かチャンスがありましたら、わが町のいずれかの航路にですね、この導入のトライアルができ、できる場合はですね、ぜひ隙を作らずですね、ぱっと目を手を挙げていただきたいなというふうに思います。

次の再々質問に参りますけれども、お考えについて非常によくわかりました。

最後にですね、本町独自で何かできないかなというふうに考えたときに、まずは比較的すぐに取り組めそうだなということの一つ提案させていただきたいと思います。本町の中学校では生徒が町内の様々な事業者のもとへ行き、実際の仕事を体験する職業体験の機会がござい

ます。私の妻が営むパン屋でもですね、何度か受け入れたことがありますし、行政においておきましても、海光園などで受け入れの実績があるというふうに伺っています。

そこで、この既存の職業体験の仕組みを活用して、町内の航路事業者にもご協力をいただきながら、生徒たちに船員というですね、仕事を実際に見たり、体験してもらうというような機会をつくることは、できないでしょうか。船員不足というのは今すぐ解決できる問題ではありません。しかし、子どもたちが船員という仕事について知り、実際に船に乗って船を動かす仕事を見たり、船員の方から話を聞いたりすることで、将来の進路の選択肢の一つとして、船員という仕事を考えてもらえる可能性はあると思います。航路には民営、公営の別がありますが私としては協力していただける航路であれば、どちらでもありがたいと思っています。大きな制度を新しくつくるこれは大変なことですが、そういうことにも限ら関わらず限らずですね、現在ある中学生の職業体験の仕組みと町内の航路事業者を繋ぐという取組です。こうした船員という職業に触れる機会を町内の航路事業者の協力を得ながら設けることについて、町としてどのようにお考えでしょうか。ご答弁を求めます。

○(山本 勝幸 学校教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、山本学校教育課長。

○(山本 勝幸 学校教育課長) はい。

ご提案ありがとうございます。

学校担当課としましても生徒の望ましい勤労観、職業観を育成する上で、職場体験の選択肢が拡大するということにつきましては、大変ありがたいことだというふうに思っております。職場体験を受け入れていただける事業者の開拓につきましては、まず大切なこととしまして、生徒の安全確保を最優先とし事業所の安全管理体制や受け入れ実績、体験内容、それから指導体制等を十分に確認していく必要があるかというふうに思います。

また、生徒のニーズにも考慮しながら選定することが必要だというふうに考えております。

なかなかの強制することはできないということで、ニーズの必要性も考慮する必要があるかというふうに思います。

ご提案の件も含め、関係者、それから各学校とも協議、調整を図った上で、ご提案の件、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、宮畑議員。

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

前向きにご答弁いただいたというふうに受け止めます。当然、生徒のですね、ニーズ、リクエストがあればということですが、そういったニーズがあるなど、年によって違いかもしれませんが、ニーズがあるなど観測されたときにはですね、すぐにできるような準備といいますか、そういった事前協議含めてですね、どうやったら安全確保しながら可能になっていくのかなというようなことも含めてですね、ぜひ前向きにご検討いただいて、それから未来の我が町の船員がですね、生まれれば、本当にすごいことだなと思いますので、ぜひ前向きに動いていただけますよう、よろしくお願いいたします。

船員不足の心配はですね、最後になります。官民間わずこの町のどの航路にも当てはまることです。この課題、本町だけでは解決できません。国の制度的な改革や戦略が不可欠です。

一方でやはり先ほど議論したようなですね、町が率先して取組んでいけるようなことどんな小さなことでも構いません。実行していく、このことが極めて大切なことではないかなと思います。町長を初め、町職員の皆様、ここにいらっしゃる議員の皆様もですね、共通の課題として様々なアイデアを出していただけることを期待します。20年後も今より航路ネットワーク規模は縮小しているかもしれませんが、生活を支える航路がまだしっかり動いている。そのような未来を自らの手で作っていけるよう、私も尽力してまいりたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

(宮畑 周平 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、宮畑議員の質問を終わります。

続いて、本田議員の質問を許可いたします。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

(本田 志摩 議員、登壇)

○(3番・本田 志摩 議員)

議席番号3番、本田志摩です。

通告書に従って質問いたします。

6月に提出された岩城島に小中学校存続を求める署名937筆についての受け止めと、しかるべき地域住民との合意形成努力についてお尋ねします。

先頃973筆の署名を添え、岩城地区住民は岩城小中学校存続を希望している、その思いが行政に届けられました。この思いは、地域コミュニティーの核である学校を学校たらしめている根源であるなど強く再認識させられた出来事でもありました。

こと国は予め文科省を通じ、学校統合を進める際は、地域特有の事情について勘案すること。当該校生徒児童と保護者、校区住民の合意形成を丁寧にすすめること。これらが学校設置者たる自治体の責務として文書で示されており、この線引きは決して軽くないと認識いたしております。

また、同時期には議会へ学校統合の慎重審議を求める請願が提出され、議会が不採択としたことは残念な出来事でございました。しかし、これにより多数の住民の方々の意思表示が覆る訳ではございません。また地域の生活や産業に及ぼすデメリットが緩和される保証となるわけではございません。

ここは事態を真摯に受け止め、慎重に対話を重ねる場面であると認識いたしますが、教育長の署名簿についての受け止めと当該地区の学校機能に関し、考えうる今後の方策について伺いいたします。

○(田坂 敏 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

(田坂 敏 教育長、登壇)

○(田坂 敏 議員)

本田議員の質問に、お答えをさせていただきます。

岩城地区から提出されました 973 筆の署名につきましては、長年、地域とともに歩んできた学校を残してほしいという地域の多くの皆様の思いの表れの一つとして、教育委員会としても重く受け止めております。

また、住民説明会での皆様から寄せられました不安や疑問、様々な御意見についても真摯に受け止めてまいりました。

ただし、この度の署名につきましては、提出された筆数だけでなく、その作成過程や内容、署名者が趣旨を十分理解した上で意思を示したものかなど、様々な事情を総合的に考慮する必要があると認識いたしております。

なお、趣旨について十分な説明を受けないまま児童生徒が署名を求められたとの御意見や、住所等について確認を要するものがあるとの情報も寄せられており、筆数のみをもって判断することは適切ではない適切ではないと考えております。

一方、今回の学校統合につきましては、単に学校を存続させる或いは廃止するという問題ではなく、少子化の進行や複式学級が増加する中で、本町の子どもたちに将来にわたってどのような教育環境を保障することが最善なのかという観点から、慎重に検討を重ねてきたものでございます。

今回の署名を含め、これまで議会において学校統合に関する 3 件の請願すべてが不採択となった判断も重く受け止めております。現時点において、これまでの検討経過、また答申及び基本計画を踏まえ、学校統合を進めるという基本方針に変更はございません。しかし、これは地域の皆様の声を聞かないということではございません。現在設置している統合準備委員会において、校名・校訓・スクールバスの運用・教育活動など具体的な協議を進めております。

教育委員会といたしましては、子どもたちが学ぶ喜びを感じ、夢や希望を持って未来へ歩いていく魅力ある学校づくりを第一に進めるとともに、同時に、各地域の学校が培ってきた歴史や文化、地域とのつながりを新しい学校へ引き継ぎ、統合が地域の衰退ではなく、上島町全体の新たな一歩となるよう取組んでまいります。

教育長として、子どもたちの未来に責任を持つ立場から、様々な御意見に真摯に耳を傾けながら、これまでの議論と検討を尊重し、感情に左右されることなく、上島町の子どもたちにとって何が最善なのかという原点を見失わず、学校統合に向けた取組を着実に進めてまいります。

以上でございます。

(田坂 敏 教育長、降壇)

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員)

ありがとうございます。

今後のそうですね、教育方針とかあの進んでいく道について皆さんいろんなことを想像さ

れて、その点が強く不安になってるんじゃないかなと思うところがあります。今統合に向かって担当課の皆さんが多忙を極めてらっしゃるっていうのも存じあげております。教育長におかれましては、町内の対応と並んで、町外への働きかけ、このことも大きく教育内容とか、教育体制を変化させていくものだと思うんですけども、あの県に対する教員の加配要請の現状であるとか、教育現場だけではなくて、検討、統合の検討に関する人員養成は、現在されているのか。

また、多様性を多様に触れる機会を子どもたちのために十分確保したいということですので、他自治体の学校連携なんかについて進められる用意があるでしょうか。そのあたりのお考えをお伺いしたいです。

○(田坂 敏 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

○(田坂 敏 議員) (挙手) はい。

教育の多様性というのは、これを目指しているところでございますが、今これを外的にというふうに言われましたけれども今現在検討委員会あるいは準備についてはこの地域の中にある学校の職員、そして関係者で検討をしております。

それから各学校において現在進めております教育活動、そういったものを持ち寄りまして、より素晴らしいもの、いいもの、子どもたちにとって将来性のあるものを、地域の方のご意見も参考にしながらまとめているところでございます。

以上でございます。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

ありがとうございます。

この町の教育が膨らんでいくかどうかの一つの局面ではあると思うんですけども、ぜひ中だけでなく外へも文化省も県の責任についても、あの統合を進められる方へっていうページで、県がしっかりアシストするようになっていくことは述べられてますので、ぜひ、人員不足人員が少ないことによって、難しい部分っていうのをぜひ外にも協力を求めていっていただきたいなというふうに思います。今後少子化のことも述べられましたけれども、国の施策に沿ったモデルケースで人と財源を呼び込む検討が教育分野にはあると思うんですが、町長のご挨拶にもありましたような造船業界の需要増に備える観点、こういったことに関しまして、休校措置の利点に関する検討が現在されているのかどうか。

また、幼小中の一体的な学びもしくは、学びの多様化学校、そういったことの小規模自治体との親和性についてお考えをお聞かせください。

○(田坂 敏 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

○(田坂 敏 議員) はい。

幼小中の関連につきましては、現在もどの学校でも行っていることでございます。

でもそれをさらにこの少子化が進む上島町に合った小中連携については、これから検討し

ていくところです。

また、先ほどから言われております外部への働きかけというその人数を例えば増やすということこれについてはもうご存知だと思いますけれども、各学校の子ども的人数によって教員数は決まっております。ですので、あとは加配とか例えば不登校支援であるとか、そういった具体的な支援は要求しております。それ以外にあと統合の配属の教員もこれから求めていくところであります。ただこれは事案が決まっておりますので、まだ、今の段階で県の方にこうこうだからこうしてほしいということは言えるものではございません。統合は決まり、そしてそういう形で作ったときに、国県の方には、人数の加配の方を要求してまいるところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員、最後です。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

ありがとうございます。

この質問の趣旨なんですけれども、事務手続きが整ったから開校ということ以外にも、整う必要があるのが、子どもたちですとか、保護者、地域の方々の通えるだけの気持ちが整う必要があると考えます。地域との対話っていうのが今後も継続されていく必要を強く感じております。不信ですとか分断ということに至らないために、現在も子どもたちの中にそうですかね、アンケートで把握されてるかどうかわからないんですけれども。1年前の学年の時点で非常に重大なというか深刻だなと思うような子どもたちの声があのでんのおばあちゃんには聞こえてきておりまして、そういった声もぜひ把握していただきたいなと思います。

子どもたちの学びの質に直結する地域間の受益格差是正多様な教育価値観の需要について、今後も柔軟に考えていただいて善処いただきたいなと思います。じかに岩城地区の子どもたちが通学距離が延伸することによって、抱える変化みたいなものは、前向きに是正していこうっていうようなお考えがあるかどうか、またどういった内容をお考えかどうかお聞かせください。

○(田坂 敏 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

○(田坂 敏 議員) はい。

ありがとうございます。

いろいろなご心配をしているところだと思います。ただその延伸することによって子どもたちが毎日通うのにやや不便さを感じる。あるいは雨の日もあったり、風の日もあったりしますけれどもそういったことも含めて、子どもたちの心の変化、あるいはいろんな迷い、悩み、そういったことに対しては、統合後、あるいは今現在も各学校では、子どもの変化については取りこぼさないように気をつけて対応もしております。ただそれをさらに深め高めていきながら、統合後、特に遠いところから来る子どもたちにとっては、配慮をしたいと思いますし、そういった体制を作っていきたいとこれも全て今含めて、この準備検討委員会で準備、あるいは各学校で協議をしているところでございます。

また、保護者の皆様のご意見等もお聞きしながら、とにかく子どもたちがまず学校に喜びや行きたいという希望を持って登校できるような体制作りに、まず整えていきたいというふうに思っておりますので、ご協力の方またよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○(前田 省二 議長)

はい。以上でよろしいですね。本田議員、よろしいですよ。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

今後地域との対話っていうのを諦めてしまわないように強く要望して、質問を終わります。

(本田 志摩 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、本田議員の質問を終わります。

続いて、尾藤議員の質問を許可いたします。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

(尾藤 俊輔 議員、登壇)

○(1番・尾藤 俊輔 議員)

議席番号1番、尾藤俊輔でございます。

今年の夏もですね、非常に大変厳しい暑さが続きましたが町内を訪れる観光客の皆さんとかサイクリストの皆さんの姿を目にする中で、改めてですね、上島町の観光について考える機会が多い夏でもありました。

本日の一般質問はですね、上島町の観光振興の現状と、そして今後の戦略について質問させていただきます。これまでの取組を振り返りながらこれからの上島町の観光をどう発展させていくのか。将来に向けた前向きな議論ができればと思っております。

それでは通告に従いまして質問いたします。

令和4年3月のゆめしま海道全線開通から4年が経過しました。本町においても、総合計画及び総合戦略等に基づき、交流人口の拡大や観光振興に向けたさまざまな取組が進められてきたものと承知をしております。

こうした中、これまでの取組の成果や課題を検証しながら、上島町の観光を次の段階へ進めていく時期に来ているのではないかと考えています。

そこでまず、ゆめしま海道開通前後を含めた近年の観光入込客数、宿泊者数、観光消費額について、その推移を町としてどのように評価しているのかお聞かせください。

また、これまで上島町では、サイクリングを重要な観光資源の一つとして、さまざまな取組を進めてきました。来年開催されます自転車国際会議「Velo-city」の開催に伴う効果も期待されるところです。一方で、今後は来訪者数を増やすことだけでなく、宿泊や飲食、買い物、体験など町内での消費につなげ、観光による地域経済への効果を高めていくことも重要だと考えます。

こうした点を踏まえ、上島町の観光を今後どのように発展させていくのか、町としての今

後の観光戦略について伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

尾藤議員にお答えいたします。

本町の観光は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時大きく落ち込みましたが、ゆめしま海道全線開通後は回復傾向にあり、観光入り込み客数は、令和2年度の1万1,341人から令和7年度には、1万6,850ごめんなさい。1万ごめんなさい。16万、失礼しました。10万1,341人から令和7年度には16万8,534人に宿泊、宿泊者数は1万3,128人から1万6,235人。観光消費額は3億3,000万30、すいません。申し訳ございません。3億33億か。33億か。ごめんなさい。33億7900、3億、すいません。申し訳ありません。337,920千円から430,924千円となり増加基調で推移しております。このことから、本町では、ゆめしま海道によるアクセス向上やサイクリング振興の取組が交流人口の回復と拡大効果をもたらしていると考えております。

また、宿泊者数の更なる増加や観光消費額の拡大については、宿泊や飲食、体験活動などに繋がる受け入れ環境の充実や体験コンテンツの拡充により、来訪者の滞在時間の延長や町内での消費機会の拡大を図っていくべき課題であると認識しております。今後は上島町ゆめしま海道を始めとするトンネルや信号機がなく、交通量も比較的少ないストレスフリーなサイクリングコース。多島美や穏やかな自然、ゆったりとした島時間。温かい町民との繋がりといった魅力を生かし、これからの観光客が求める滞在の質を高め、滞在日数の延長に繋がる観光を進めていきたいと考えています。来年開催される自転車国際会議「Velo-city」は、本町の魅力を国内外へ発信する絶好の機会であると捉えており、愛媛県を初め関係機関と連携しながら、誘客対策や情報発信の強化に取組むサイクリングと滞在型観光の推進による交流人口の拡大と地域経済の活性化に繋げてまいりたいと考えています。本町は、交流人口の拡大と観光消費額の向上を図るために、自転車新文化を活用するとともに、新規創業補助金や町内チャレンジ活性化補助金などの制度により、観光事業者を含む商工業事業者の新たな取組や事業展開を支援しています。民間事業者による魅力的なサービスや受け入れ環境の充実と、行政による情報発信や誘客施策が相乗効果を生み出すことで、観光消費の拡大と地域経済の活性化に繋げていきたいと考えています。

さらに、上島町は今後、この環境を生かし、交流人口を増やす政策として、ヨットやクルーザーなど海からのお客様に目を向けていくことが重要であると考えています。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

町長ご答弁ありがとうございます。

観光消費額について町長からも言及がありました。直近のデータで見ますと、大体1人当たりで単価で見ると2,000円代後半ぐらいかなとはいただいた情報から思うんですが一方で愛媛県が今公表している令和6年のデータになります、観光客の総数約2,300万人そして観光消費額が926億円というデータがありまして、これを1人当たりと単純に計算すると、4,000円ほどになります。ですのでいま県と上島町の間で1人当たりの消費金額が結構差があるという状況にあります。もちろんこれは集計方法のとか取り方の違いはありますんで単純にこれで上島町は駄目ということではないんですが引き続き今町長おっしゃられたようにですね、いかにこう1人当たりの単価を上げていくかというところの取組、ぜひですね、進めていただきたいと思います。今総合戦略のKPIでは、観光入り込み客数が設定はされていますが観光の消費額とか消費額の1人当たり単価については特にKPIとしては設定されていませんので、この辺りもですねKPIとしては設定はされていない、いないんですが毎年度の観光施策をですね、検証するための指標として、ぜひこれは継続的に確認していただきまして、政策に生かしていただきたいと思います。

そこで私から再質問させていただきたいんですが、今の町長から「Velo-city」の話がありましたけれどもこれから外国人の観光客訪問者の方がおそらく増えてくると「Velo-city」がありますんで、海外から愛媛を訪れた方が特に来年ですね、大きく増えるチャンスが今訪れていると思っています。ただ一方でですね、実際に外国から来られた方に町内で食事をしていただく、宿泊をしていただく、そして体験を利用していただくためにはですね、民間の事業者側の受け入れ環境もこれも非常に重要になってきます。

例えば飲食店で言いますとメニューの英語なり、多言語の案内表示であったり、ホームページとか予約の対応などの多言語多言語化、こういったことが大事になってくると思います。

実際、愛媛県ではですね、観光事業者によるインバウンド受け入れのための多言語対応支援する制度ですとか、多言語のコールセンターなど、そういったものも用意されているということは、ご承知のことだと思います。こうした県の制度も活用しながらですね、町内の事業者の多言語化、多言語対応、あるいはインバウンドの方、外国の方を受け入れるための何か取組ですね、これを後押ししていただくようなそういう考えは、町としてはあるのでしょうか。単に制度をですね、紹介するということだけではなくて、やはり事業者の皆さんへの周知や実態の把握、申請の支援、必要であれば、町独自の支援も含めてですね、「Velo-city」来年の開催を一つの契機として、町内の受け入れ環境をですね、整えていくべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

具体的な政策に関しては、担当課からお答えさせていただきます。

今年は「サイクリングしまなみ2026」がございまして、これも外国からたくさんのお客様が来ていただけます。来年はそれこそ国際会議でございましてのもっと多くの国々から来ていただけるというふうに認識をしております。

そして、国際会議ではありますけれど、ヨーロッパ等々から来て外国から来ていただくお客様は、せっかく日本に来たんだから愛媛県、例えば松山だけではなくて、しまなみ海道だけではなくて、いろんなところに行ってみたいというお客さんが実際に発生するという実績があるというのを聞いております。そのためにも上島町は今担当課において、こういった準備をして、どう受け入れるかをしっかり今検討をしているところでございます。

ご案内のように「Velo-city」が来年割と早い段階で愛媛県、日本になったのは、外国の方々がしまなみ海道、瀬戸内海に行ってみたいという要望がすごくあったみたいで、本来であれば、例えば5年も6年も待たないと「Velo-city」の会議は回ってこない。ですけど、私は現場にいたわけじゃないですけど、日本、愛媛県、瀬戸内海でやりたいという提案に関してはすぐ皆さんが賛成したということでございまして、そういった意味でニーズがすごくあるものと思っています。私は上島町としてそれにしっかりと応えていくべきだと思っています。

具体的なことにつきましては、担当課からお答えいたします。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤観光戦略課長。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) はい。

インバウンド向けの対応ということで、まず「Velo-city」に向けてということですね、今年度、令和8年度に英語版のホームページで町の紹介ができるようになっていうことで今対応させていただいてます。

また、多言語側の対応と対応のデジタルマップを今年度作っております。なのであの場所なんかに関してはそれで大体ご案内ができるかなというところとなっております。

あと食事のメニューとかですね、何かこの案内とかに関してはちょっと問題ないかなというところがありまして、今観光協会とも話をしまして、観光協会、英語が堪能な方がおられるんで、いろんな事業者のご協力とか支援とか、していただきたいという話が進めております。

なので今後も先ほど町長もおっしゃってたように外国の方ですね、外国の方から訪問される方とかはたくさんおられると思いますので、そういった取組を徐々に進めていきたいと思っています。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

ご回答ありがとうございます。

ぜひ事業者の方の実態といいますか、そういったところも調査をしていただいてですね、こういうところが外国の方を受け入れるときに必要であるということですね、今、様々な取組、新しいことをされてる方もおられますんで、ぜひいろんな調査をですね、お願いしたいと思っています。

続いての質問なんですけど、今、先ほどからサイクリングの話が続いていました。サイクリング振興はこの町にとって観光戦略上のポイントになると思います。ただこのサイクリング

については、私はこの上島町だけで完結して考えるものではないと思っています。しまなみ海道はもちろん、瀬戸内海全体でサイクリングルートを繋いでいる動きも今進んでいるところでございます。令和9年度末には大鳴門橋で淡路島と四国が自転車で繋がるという予定にあるなどですね、瀬戸内海と四国全体のサイクルネットワークがこれからさらに広がっていくというところで今後は県や今治市周辺自治体などとの広域連携によって、サイクリストを呼び込むことが非常に重要になってくるかと思っています。

一方でですね、広域化すればするほど、逆に問われるのが、じゃあなぜその中で上島町に訪れていただく選んでもらうかということですね、やっぱりしっかりとその理由作りといえますか、それを作っていく必要があると思っています。

上島町にはですね、海であったり、島であったり、船、食事、サイクリング、島でゆったり過ごせる時間、上島町には様々な魅力的な資源があります。ですがそれをですね、個別に発信するのではなくて、上島町はもうこういう場所なんですということですね、もう皆さんに共有していただけるような一貫したブランドを作ってですね、それを町内外に発信していくブランドコミュニケーション、ブランドコミュニケーションって言ったらすごくなにか、む、わかりにくいんですが、とにかくこう、例えば、キャッチフレーズでもいいと思うんです。この上島町のことをこういう町ですということを聞いたときに、ぱっと皆さんが共有できるような、そういうメッセージだったりコミュニケーションが私は必要な段階に来てるんじゃないかなと思っています。町として、今後このような上島町全体のブランド作りに取り組む考えといったものはないでしょうか。

よろしくお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

また、尾藤議員のおっしゃる通りだと私は思っています。せっかくのチャンスですから例えば、しまなみ海道が自転車の聖地ということになっています。何を基準に聖地となったのか私は正直よくわかりません。けれどやっぱり今おっしゃっていただいたようなブランドコミュニケーションというんですかね。早く、しまなみ海道は自転車の聖地なんですよという投げかけ方がうまくまい方向になってるんじゃないかと思っています。もちろん個別の中身は聖地にふさわしいポイントはたくさんあるんですけれども、先に他の地域がそれを謳っていたら、なかなか言いづらいとこであったと思うので先ほど議員がおっしゃるように早く上島町のこのブランドを訴えていくのが上島町にとっての施策の一つであると考えております。

そして、今上島町としてはその上島町で単独でも頑張っておりますけれども、例えばしまなみジャパンという組織、あるいは瀬戸内 Velo というこの瀬戸内を全体を通じたそういう組織もありますので、そういった意味で、瀬戸内全体を盛り上げていこう。四国を盛り上げていこう。しまなみを盛り上げていこうという動きは現在も他の自治体と組織だって実行しているところでございます。はい。要はもう今おっしゃっていただいたように、お客様にどういうイメージを持っていただくかというのが大事だと思います。ごめんなさい、もう

一点は、今おっしゃっていただいたことは大事ではございますが、もう一つ、私は根本的に大事なことは、私は今のしまなみ海道、ごめんなさい、ゆめしま海道でいいと思っています。というのは外国の方が何を求めて来るか。それは外国にあるものではない。都会にあるものではないと思っております。ですから、上島町に今ある持っているものを俗に言うブラッシュアップ、磨いていけば、私は十分喜んでいただける、感動していただける、そういう環境にあると思います。一般町民の方も上島町何もないぞと思ってる方もいらっしゃるかもしれませんが、私はどこにも負けない、外国の方から見たら感動するような環境、あるいは、町民、住民がいらっしゃると思いますので、磨き上げていくべきだと思います。ただもう一度繰り返しますけれどもこういうのは戦略というのが大事でございますからブランド化に関しては、担当課の方からお答えさせていただきます。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、後藤観光戦略課長。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) はい。

ブランド化といいますか、キャッチフレーズっていうのをちょっとまだ意識した PR とかをできてなかったところが現状です。

なので本当に今、町長が言ってた町の魅力が一言で伝わるようなそういうふうな PR の仕方を展開していくのが確かに一番いい方法だと思います。

まず、そういった PR から上島町の場所を知ってもらって、交流人口を拡大して、町に呼び込んで、地元の事業者さん、観光事業者さんを含め、事業者さんが消費していただくと、その場所で消費していただくような政策をとっていきたいと思いますので、またよろしくお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

ごめんなさいね。全部ちょっと思い出したんですけれど、キャッチフレーズに関しては既に担当課に指示を出しております。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

今おっしゃったようにですね、広域連携とあとはそれに加えて、上島、上島町の独自価値の発信、この2つが私は必要だと思っています。その独自価値っていうのはもう町長今おっしゃったみたいに今あるものを磨いていくっていうところ私も非常に共感するところあります。私個人の上島町に対する思いとしてやっぱりこの海があってどこか余白がある。この環境がやっぱりいろんな方の心をですね、やっぱり引きつけるんじゃないかなと思っています。そういう形でキャッチコピーなりブランドコミュニケーションをしていただきながらですね、これ観光だけの話じゃなくてですね、例えば移住定住政策施策、産業振興、創業支援、農林水産、広報などそれぞれが分野で発信する上島町のイメージが一つになっていくことが私は理想だと思っていますので、ちょっと組織の話になるとあれなんですけどもその担当課

を超えた、例えばですけど、町内横断型のプロジェクトチームのようなものを設けてですね、上島町のブランド戦略とか情報発信を一体一体的にですね、考えていくようなそういう体制も一つ私は考えとしてある、あってもいいのかなと思っております。本当にこの上島町にはですね、まだ、私達自身も気づいていない魅力とか可能性は本当にたくさんあると思っています。この町に暮らしているから、方が見える良さもあればですね、外から来た人だからこそ見える良さっていうのも気づく良さっていうのもあると思います。

そして、私は観光というのは、ここで暮らす住民の皆さんや地域で頑張る事業者の皆さんの幸せの上に成り立つもの、その幸せがあって初めて成り立つべきものだというふうに思っていますんで、住んでる人がこの町を好きでいられるということ、そして事業者の皆さんがこの町で商いを続けていけること、その先に訪れ、訪れた方にも上島町の良さが伝わっていくものじゃないかなというふうに考えております。私自身もこの上島町をですね、愛する1人として、これからもですね、上島、上島、上島町が持つ可能性をもっと引き出していけるようにですね、力を尽くしていきたいと思っております。住む人にも訪れる人にも愛される上島町を作っていくとそのことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

(尾藤 俊輔 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、尾藤議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

日程第6、報告事項第4号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第6、報告事項第4号、「令和7年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」をお願いいたします。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、「令和7年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」資料に沿って説明させていただきます。

2枚めくっていただき、説明資料6分の1ページをお願いします。

本様式は、財政健全化判断比率の状況を表す4つの財政指標を表示しております。

表の中央部分にあります実質赤字比率と連結実質赤字比率がハイフンで表示されていますが、これは赤字がなかったことを表しています。実質公債費比率は14.0%。下の表にあります国が示す早期健全化基準25.0%や地方債を借り入れる際に県の許可が必要な団体となる18.0%を下回っております。将来負担比率は35.9%。同じく早期健全化基準の350%を下回っております。この4つの指標について、基準を下回っていることから財政運営上は健全な数値であったと言えます。

1枚めくっていただきまして6分の2ページをお願いいたします。

こちらは、連結実質赤字比率等の状況を一覧で表示しております。

一般会計・特別会計・企業会計の実質収支額を表示しておりまして、左側中段あたりの実質赤字比率がマイナス2.0パス03%。右側の一番下にあります連結実質赤字比率がマイナス22.74%と、どちらもマイナス数値であることから、黒字であったことを表しています。

1枚めくっていただき6分の3ページをお願いいたします。

こちらは、実質公債費比率の状況を表示しております。実質公債費比率は、3ヶ年の平均値を示すもので、令和5年度から令和7年度の平均値、中段右端の実質公債費比率にあります通り、上島町は14.0%となり、昨年度と比較して0.4%の減となっております。その左側にある単年度の実質公債費比率をご覧ください。令和7年度の単年度実質公債費比率は約13.49%で、前年度と比較して約1.09%の減となっております。これは表の左上にある①元利償還金の減少や左側中段の⑬、普通交付税額が増加したことが主な要因です。

1枚めくっていただき6分の4ページをお願いします。

こちらは、将来負担比率の状況を表示したものです。

本町における将来負担比率は、下段の計算式によって求められます。計算式の上段、分子の額については、将来負担額Aが上段の将来負担額の合計額、充当可能財源、充当可能財源等Bが中段の縦断、充当可能財源等の合計額になります。分母については、令和7年度の標準財政規模から令和7年度に交際費等として普通交付税に算入された額を差し引いた額となります。

その結果、令和7年度の上島町将来負担比率は35.9%。昨年度と比較して0.6ポイントの減となっております。これは左上の地方債の現、現算、現在高が減少したことが主な要因です。

1枚、1枚めくっていただき6分の5ページをお願いします。

こちらは、公営企業会計に係る資金不足額等の状況を一覧で表しております。

上島町では、法適用企業が上水道・簡易水道・公共下水道・農業集落排水・浄化槽、法不適用企業が船舶事業の各会計が該当となります。

いずれも資金不足比率の欄が全てハイフンで表示されていることから、資金不足は発生しておりません。

1枚めくっていただきまして6分の6ページをお願いします。

令和8年7月24日に監査委員の審査を受けまして、本書の通り審査意見書をいただいております。

以上のように、令和7年度における上島町の財政健全化指標は、全ての項目において基準内であったという結果となっております。

今後も健全な状況を維持できるよう、効率的な財政運営に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○(前田 省二 議長)

以上、報告がありました。

日程第7～第20、議案第49号～第62号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 7、議案第 49 号、「令和 7 年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第 20、議案第 62 号、「令和 7 年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案 14 件」を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

よって、日程第 7、基、日程第 7、議案第 49 号、「令和 7 年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第 20、議案第 62 号、「令和 7 年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案 14 件」を一括議題といたします。

それでは、議案第 49 号から議案第 62 号についての提案理由の説明を終わります。求めます。

○（藤田 直弥 出納室長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、藤田会計管理者。藤田会計管理者は、どうぞ座ったまま説明してください。

○（藤田 直弥 出納室長） はい。

ただ今、議長より自席での発言をお許しができましたので、座って説明させていただきます。

（藤田 直弥 出納室長、着席）

議案第 49 号、「令和 7 年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 62 号、「令和 7 年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの説明をいたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、「主要な施策の成果に関する説明書」を併せて提出させていただきましたので、ご参考にしてください。

私の方からは、当該年度分全体の収支の結果を表した『実質収支に関する調書』により、各会計の概要を説明させていただきます。

それでは、初めに一般会計についてご説明いたしますので、決算書の 226 ページをお開きください。

地方交付税が歳入全体の 52.2%を占めた歳入総額 76 億 1,611 万 4,587 円に対しまして、歳出総額 74 億 9,169 万 4,059 円で、歳入歳出差引額は 1 億 2,442 万 528 円となりましたが、このうち 10 ページ、11 ページに記載しております 16 件の繰越事業にかかる一般財源 4,248 万 3,000 円を控除した実質収支額は 8,193 万 7,528 円となっております。

次に、国民健康保険事業会計についてご説明いたしますので、246 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 9.8%に当たる 7,290 万円を繰入れた歳入総額 7 億 4,256 万 7,330 円に対しまして、歳出総額は 7 億 2,350 万 863 円で、歳入歳出差引額は 1,906 万 6,467 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、国民健康保険診療所事業会計についてご説明いたしますので、262 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 69.6%に当たる 4,200 万円を繰入れた歳入総額 6,033 万 5,421 円に対しまして、歳出総額は 5,995 万 1,161 円で、歳入歳出差引額は 38 万 4,260 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、へき地出張診療所事業会計についてご説明いたしますので、274 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 10.7%に当たる 50 万円を繰入れた歳入総額 466 万 499 円に対しまして、歳出総額は 427 万 3,558 円で、歳入歳出差引額は 38 万 6,941 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、後期高齢者医療事業会計についてご説明いたしますので、286 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 28.3%に当たる 5,000 万円を繰入れた歳入総額 1 億 7,646 万 2,232 円に対しまして、歳出総額は 1 億 7,563 万 1,948 円で、歳入歳出差引額は 83 万 284 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、CATV事業会計についてご説明いたしますので、300 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 45.9%に当たる 3,130 万円を繰入れた歳入総額 6,818 万 5,553 円に対しまして、歳出総額は 6,457 万 7,314 円で、歳入歳出差引額は 360 万 8,239 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、介護保険事業会計についてご説明いたしますので、332 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 16.5%に当たる 1 億 5,200 万円を繰入れた歳入総額 9 億 1,858 万 8,725 円に対しまして、歳出総額は 9 億 1,713 万 3,426 円で、歳入歳出差引額は 145 万 5,299 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、介護サービス事業会計についてご説明いたしますので、352 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 54.4%に当たる 2,630 万円を繰入れた歳入総額 4,830 万 2,167 円に対しまして、歳出総額は 4,808 万 758 円で、歳入歳出差引額は 22 万 1,409 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、魚島船舶事業会計についてご説明いたしますので、370 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 18.0%に当たる 3,700 万円を繰入れた歳入総額 2 億 608 万 1,549 円に対しまして、歳出総額は 2 億 513 万 1,761 円で、歳入歳出差引額は 94 万 9,788 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、特別養護老人ホーム事業会計についてご説明いたしますので、900、390 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 30.0%に当たる 1 億 3,200 万円を繰入れ、繰入れ、更に特別養護老人ホーム海光園基金から 61 万円を取崩した歳入総額 4 億 4,010 万 236 円に対しまして、歳出総額、4 億 3,738 万 3,006 円で、歳入歳出差引額は 2、217 万、271 万 7,230 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、生名船舶事業会計についてご説明いたしますので、404 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 6.1%に当たる 1,880 万円を繰入れ、更に生名船舶基金から 70 万

円を取崩した歳入総額 3 億 884 万 3,223 円に對しまして、歳出総額は 3 億 505 万 903 円で、歳入歳出差引額は 379 万 2,320 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、上水道事業会計についてご説明いたしますので、406 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、収入が 2 億 4,654 万 8,092 円であるのに対して、支出は 2 億 1,750 万 5,332 円となりました。

次に 408 ページをお開きください。

資本的収入は 0 円で、資本的支出は、0 万円となっております。

次に 410 ページの『2 損益計算書』をご覧ください。

経営成績につきましては、1 の営業収益と 3 の営業外収益を合わせた総収益が 2 億 2,908 万 3,923 円となり、2 の営業費用と 4 の営業外費用を合わせた総費用 1 億 9,999 万 5,486 円を差し引いた 2,908 万 8,437 円の当年度純利益が生じました。

これに、前年度繰越利益剰余金を加えた結果、当年度末処分利益剰余金は 3 億 3,826 万 3,564 円となり、412 ページの『4 上水道事業剰余金処分計算書』の末尾に記載していますように、全額を翌年度繰越利益剰余金として計上しております。

なお、414 ページから 429 ページにかけては貸借対照表、事業報告書及びキャッシュフロー計算書などを添付しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、下水道事業会計についてご説明いたしますので、432 ページをお開きください。

まず、営業収益及び支出ですが、収入が 4 億 6,357 万 949 円であるのに対して、支出は 4 億 6,196 万 5,660 円となりました。

次に 434 ページをお開きください。

資本的収入は 4,651 万 705 円で、資本的支出は、1 億 8,333 万 8,480 円となっております。

次に 436 ページの『損益計算書』をご覧ください。

経営成績につきましては、1 の営業収益と 3 の営業外収益及び 5 の特別利益を合わせた総収益が 4 億 5,519 万 6,041 円となり、2 の営業外、営業費用と 4 の営業外費用及び 6 の特別損失を合わせた総費用 4 億 5,522 万 5,922 円を差し引いた 2 万 9,881 円の当年度純損失が生じました。

これに、前年度繰越利益剰余金を加えた結果、当年度末処分利益剰余金は 28 万 1,284 円となり、438 ページの『4 下水道事業剰余金処分計算書』の末尾に記載していますように、全額を翌年度繰越利益剰余金として計上しております。

なお、440 ページから 461 ページにかけては貸借対照表、事業報告書及びキャッシュフロー計算書などを添付しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、簡易水道事業会計についてご説明いたしますので、464 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、収入が 6,112 万 2,349 円であるのに対し、支出は 6,101 万 4,629 円となりました。

次に 466 ページをお開きください。

資本的収入は 116 万 7,000 円で、資本的支出は、3,787 万 684 円となっております。

次に 468 ページの『2 損益計算書』をご覧ください。

経営成績につきましては、1の営業収益と3の営業外収益及び5の特別利益を合わせた総収益が6,069万9,100円となり、2の営業費用と4の営業外費用及び6の特別損失を合わせた総費用6,057万9,802円を差し引いた11万9,298円の当年度純利益が生じました。

これに、当年度末処分利益剰余金を加えた結果、当年度末処分利益剰余金は229万5,880円となり、469ページの『4剰余金処分計算書』の末尾に記載していますように、全額を翌年度繰越利益剰余金として計上しております。

なお、470ページから483ページにかけて貸借対照表、事業報告書及びキャッシュフローをキャッシュフロー計算書を添付しておりますので、後ほどご参照ください。

最後に、歳入歳出決算書の485ページ以降には、財産に関する調書及びその他の付属書類を添付しておりますので、こちらも後ほどご参照ください。

以上をもちまして、令和7年度の上島町一般会計、特別会計及び公営事業会計、合わせて14会計の決算の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

提案理由の説明がありました。

ここで、代表監査委員の村上委員に監査入場していただいて、監査報告をお願いしたいと思います。

(村上 修 監査委員、入場)

村上監査委員、登壇してください。

(村上 修 監査委員、登壇)

それでは、村上委員に監査報告をお願いしたいと思います。

○(村上 修 監査委員)

それでは、「令和7年度、上島町一般会計・特別会計並びに公営企業会計の決算審査」の結果を報告します。

監査意見書。地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、「令和7年度上島町一般会計歳入歳出決算書・特別会計歳入歳出決算書」、「上水道事業会計決算書」、「下水道事業会計決算書」並びに「簡易水道事業会計決算書」を審査した結果、収支とも正当と認めます。令和8年7月27日。上島町長、上村俊之様。上島町監査委員、村上修。同じく上島町監査委員、徳永貴久。

初めに、審査の概要です。決算審査は、令和8年7月22日から27日までの4日間実施いたしました。歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、担当職員の説明を聴取しております。あわせて、例月出納監査の結果も踏まえて審査いたしました。

まず、決算計数についてであります。ただいま会計管理者から説明がありました各会計の決算計数は、後ほど申し上げます1点を除き、いずれも関係帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認めました。財産に関する調書も計数的に正確であり、予算の執行も関係法令に従い適正に行われていると認めております。したがって、決算計数の読み上げは省略し、私からは、審査を通じて把握いたしました財政の実態と改善を求めました事項を中心に報告

いたします。

次に、一般会計及び特別会計の総括です。令和7年度は、一般会計と特別会計10会計、合わせて11会計の全ての実質収支の黒字を確保し、赤字の会計はありません。

しかしながら、財政の実態を見ますと、一般会計の実質単年度収支は5,936万8千円の赤字で、令和4年度から4年連続となりました。赤字幅は前年度の約1億7,000万円から約6割縮小いたしました。それでもなお、一般会計から所管する基金は3年連続の減収であり、基金の取崩しに依存した財政構造から脱したとは言えない状況にあります。

一方で、明るい材料もあります。地方交付税は前年度と比べ1億4,219万8千円、率にして3.7%の増となりました。公債費は11億3,157万円と、前年度から3,063万3千円、2.6%減少いたしました。令和元年度をピークに増減を繰り返しながら緩やかに減少し、令和7年度は平成26年度以降で最も低い水準であります。

財政健全化判断比率です。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、全会計に赤字がないため該当しません。実質公債費比率は14.0%、将来負担比率は35.9%で、いずれも前年度から改善し、早期改善化基準を下回る健全段階にあります。資金不足比率につきましても、公営企業3会計いずれも資金不足はございません。

ここで、冒頭に申しあげました計数に関する1点です。魚島地区コミュニティ・プラント施設使用料につきまして、決算書の計数と実際の額との相違が認められました。簡易水道事業会計へ振り替えるべき滞納繰越分が、繰越分の収納が、一般会計の歳入に計上されていたこと等によるものです。正しい計数は意見書2ページに記載したとおりであります。この会計間の帰属は、令和8年度に会計間の精算で整理される予定です。精算の確実な実施と収納時に会計間の帰属を確認する手続の徹底を求めています。

続きまして、意見書で改善・検討を求めました主な事項を申し上げます。

生名船舶事業会計は、実質収支は黒字であるものの、実質単年度収支が2年連続の赤字となりました。これは、町から説明のありました料金改定を検討する条件に該当いたします。受益者負担の原則に照らし、賃金水準の検討への着手を求めました。

なお、町税及び国民健康保険税の徴収率は、納税者の皆様のご協力により、引き続き高い水準にあります。短期間で転出される就労者に係る未収への対応を含め、負担の公平性の確保に努めていただきたいと考えております。

公営企業会計に移ります。

上水道事業会計は、当年度純利益を計上し、資金不足もなく、総体として堅調に推移しております。ただし、有収率は70.0%と、前年度から8.4ポイント低下しました。漏水の早期発見・防止など、有収率の維持向上へ一層の努力を求めました。

下水道事業会計は、有収率の改善や不明水の大幅な減少など、施設管理面で取組の成果が見られます。一方、当年度はわずかながら純損失となり、前年度の純利益から転じました。汚水処理費用に対する経費回収率は34.4%にとどまり、一般会計から総額3億2,000万円の繰入れで支えられております。当年度に着手しております経営戦略及び使用料改定の検討につきまして、結論に至る道筋を具体的に示すよう求めました。

簡易水道事業会計は、当年度純利益を計上し、資金不足もございません。なお、審査の過

程で、期末の消費税の精算をはじめとする会計処理上の誤りが発見されました。いずれも決算の認定前に是正され、決算書と帳簿の一致を確認しております。同様の誤りが生じないよう、毎年度同一の手順で決算を作成できる体制の整備を求めました。あわせて、先ほどの魚島地区に係る会計間の精算につきましては、令和８年度における確実な実施を求めています。

終わりに一言申し上げます。地方交付税の増加や公債費の減少など、財政環境には改善の兆しが見られます。しかし、実質単年度収支の赤字と基金の減少は続いております。今こそ、公共施設の統廃合や受益者負担の適正化など、歳入歳出両面の構造的な見直しを、計画的に実行へ移す好機であります。効率的かつ持続、持続可能な財政運営と住民の福祉を最大限に追求した行政運営をお願いするものであります。

なお、今回の決算審査に当たりまして、各課長をはじめ担当者の皆様から格別のご配慮をいただきましたことを感謝申し上げます、監査報告を終わります。

○(前田 省二 議長)

はい。提案理由の説明並びに監査報告が終わりました。

ここで村上監査委員には、退席していただいてもよろしいでしょうか。

(複数の「異議なし」の声あり)

はい、異議なしと認め、認めます。従って、案内して上げて、(岡本局長、退席案内) ご苦労様でした。

○(村上 修 監査委員)

(村上 修 監査委員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第49号から議案第62号については、予算決算委員会に付託して、審議することに御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

はい。御異議なしと認めます。

従って、議案第49号から議案第62号については、所管の予算決算委員会に付託して、審議することに決定いたしました。

よって、本日ここ、ここでの質疑は省略いたしました。いたします。

ここで、区切りがいいかと思いますので休憩に入りたいと思います。

再開は13時より再開いたしたいと思います。

よろしくお願いします。

(休憩 : 午前11時58分 ～ 午後13時00分)

日程第21、議案第63号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続きまして、日程第21、議案第63号、「上島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する

条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

議案第63号、「上島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしましては、地方自治法施行規則の一部を改正する省令に伴い、関係条例を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

2枚めくっていただき、新旧対照表の2分の1ページをお願いいたします。

先ほど提案理由でも説明させていただきましたが、地方自治法施行規則の一部を改正する省令により、条例で引用する地方自治法施行規則の条文に条ずれが生じたため、改正を行うものです。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年10月1日から施行いたします。

以上簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第63号、「上島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第64号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第22、議案第64号、「上島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

議案第64号、「上島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしましては、地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条例を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

2枚めくっていただき、新旧対照表1分の1ページをお願いします。

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、条例で引用する地方自治法施行令の条文に条ずれが生じたため、改正を行うものです。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行日である令和8年9月24日から施行いたします。

以上簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり)

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第64号、「上島町、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第65号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第23、議案第65号、「上島町体験研修施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(黒瀬 智貴 産業建設部長)(挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、黒瀬産業建設部長。

○(黒瀬 智貴 産業建設部長)

議案第65号、「上島町体験研修施設条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

提案理由は、上島町体験研修施設の利用料金の見直しに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

改正内容について説明いたしますので、議案に添付しております参考資料の新旧対照表をお願いします。

上島町体験研修施設知新館は、その設置、利用目的を鑑み平成23年の設置以来、大きな料金改定なく利用していただいておりますが、昨今の物価高騰や人件費高騰により、管理経費が増加していることから、今回、宿泊利用料の見直しを行い、事業の継続性、運営の安定化を図るものでございます。

別表、（２）の表中、大人宿泊料を「3,150円」から「5,000円以内」に小・中学生を「1,570円」から「2,500円以内」に15日以降の宿泊を「1日当たり2,100円」から「1日当たり3,300円以内」に改定いたします。

なお、この条例は、令和8年10月1日から施行いたします。

以上簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第65号、「上島町体験研修施設条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第66号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第24、議案第66号、「上島町景観条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（田房 良和 総務部長）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、田房総務部長。

○（田房 良和 総務部長） はい。

議案第66号、「上島町景観条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしましては、都市再生特別措置法等の一部改正に伴い、上島町景観条例に

関する規定を整備する必要が生じたのでこの案を提出するものです。

主な改正内容について説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

上位法である景観法の改正に伴い、条項のずれを修正するため、第6条の「法第16条第7項第11号」を「法第16条第8項第12号」に改めるものです。

なお、この条例は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日に合わせて施行いたします。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論を、討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第66号、「上島町景観条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第66号は、原案のとおり決定されました。

日程第25、議案第67号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第25号、議案第67号、「令和8年度上島町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提出、提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 総務部長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第67号、「令和8年度上島町一般会計補正予算（第3号）」の説明をいたします。
予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,500万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料、「令和8年度9月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全体的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が2,300万円。特別会計及び企業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、地方特例交付金・地方交付税・国庫支出金・県支出金・繰入金・繰越金・諸収入・町債を財源として、新規事務事業の計上及び既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしましては、まず、地方特例交付金 140 万 4,000 円。

次に、地方交付税 3,856 万 4,000 円。これは、普通交付税です。

国庫支出金 1,623 万 1,000 円。これは、災害復旧費負担金等です。

県支出金 10 万円。これは、住まいの耐震対策加速化支援補助金です。

繰入金マイナス 6,100 万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金 1,089 万 2,000 円。これは、前年度繰越金です。

諸収入 1,040 万 9,000 円。これは、かみじま音楽祭実行委員会補助金返還金等です。

町債 640 万円。これは、災害復旧事業債です。

以上、2,300 万円で補正予算を編成いたしました。

次に補正理由と要旨ですが、まず 1 番目として、地方債の補正ですが、予算書の 4 ページ「第 2 表 地方債補正」をお願いいたします。

大雨で被災した林道及び町道の復旧工事に伴い、災害復旧事業債の追加をいたしました。

以上により、限度額の総額を補正前 4 億 3,300 万円から 4 億 4,000 万円に変更するものです。

2 番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

(1) の林道三石線法面災害復旧事業は、6 月、6 月下旬の大雨で被災した林道三石線の復旧工事を行うもので、金額は 450 万円です。

(2) の町道積善山線道路災害復旧事業につきましても、6 月下旬の大雨で被災した町道積善山線の復旧工事を行うもので、金額は 1,200 万円です。

3 番目として、その他、経常・投資経費の変更を要するにいたしました。

以上で、議案第 67 号、「令和 8 年度上島町一般会計補正予算（第 3 号）」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

説明が終わりました。

今回の補正予算につきましては、議会運営委員会において、予算決算委員会への付託は行わず、本会議において審議を行うことに決定しておりますので、議案第 67 号、「令和 8 年度上島町一般会計補正予算（第 3 号）」の審議をいたします。

○(前田 省二 議長)

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 67 号、「令和 8 年度上島町一般会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第67号は、原案のとおり決定されました。

日程第26及び27、議案第68号及び議案第69号

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。次の日程第26、議案第68号及び日程第27、議案第69号、「上島町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」は同様の人事案件でありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

はい。御異議なしと認めます。

よって、日程第26、議案第68号及び日程第27、議案第69号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は一括議題といたします。

それでは、2件あわせて提案理由の説明を求めます。

○(上村 俊之 町長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

それでは、議案第68号及び69号を一括説明させていただきます。

提案理由は、上島町固定資産評価審査委員会の委員2名が、任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものです。

同意を求める委員は、生名地区在住の村上貴志夫氏、弓削地区在住の山下正弘氏の2名でございまして、両名とも継続、再任の委員でございます。

それぞれ略歴も添付しておりますので、参考にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。本件は人事案件であり、上島町議会申し合せ事項⑩による質疑と討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、こちらは起立による採決とすることに御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

はじめに、議案第68号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りいたします。

本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に、村上貴志夫氏を選任することについて、同意する方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第68号は、同意することに決定いたしました。

続いて、議案第 69 号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に、山下正弘氏を選任することに同意する方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第69号は、同意することに決定いたしました。

日程第 28～29、議案第 70 号～議案第 71 号

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。次の日程第28、議案第70号から日程第29、議案第71号までの「上島町教育委員会委員の任命について」の2件は同様の人事案件でありますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

それでは、日程第28、議案第70号から日程第29、議案第71号までの「上島町教育委員会委員の任命について」の2件は、一括議題といたします。

それでは、2件併せて、併せての提案理由の説明を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

それでは、議案第70号そして71号の「上島町教育委員会委員の任命について」説明をさせていただきます。

提案理由は、令和8年9月21日をもって委員の1人が任期満了となるため、委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項及び第5項の規定により同意を求めるものでございます。

同意をお願いしたい方の氏名は、原智裕氏、岩城地区在住でございます。

また、令和8年11月18日をもって委員の1人が任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

同意をお願いしたい方の氏名は、大船英夫氏、魚島地区在住でございます。

なお、両名とも略歴等については、推薦調書を添付しておりますので、ご参照の上よろしくご同意、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。本件は人事案件であり、上島町議会申し合せ事項⑩により、質

疑と討論を省略して、直ちに採決に入ります。この採決は、記名投票で行いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（事務局長 議場閉鎖）

ただ今の出席議員数は10名（議長を除く）です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に徳永議員、藤田議員を指名いたします。

○（前田 省二 議長）

投票用紙を配ります。

（※事務局長、投票用紙の配布・議席順に配布）

○（前田 省二 議長）

念のため、申し上げます。

各議案の候補者について、賛成の方は、判定欄に「○」、反対の方は「×」を記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は「否」とみなします。

○（前田 省二 議長）

用紙の配布もれはございませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。配布もれなしと認めます。

○（前田 省二 議長）

投票箱を点検いたします。

（事務局長、投票箱（蓋・箱の順）に点検、議長・議席の方に向け、何も入っていないことを確認してもらう）

ただ今から、投票箱を点検しましたが、「異常なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が「議席番号と氏名」をお呼び、呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長、点呼・投票）

それでは、1番、尾藤議員。2番、宮畑議員。3番、本田議員。4番、徳岡議員。5番、上村議員。6番、濱田和保議員。7番、徳永議員。8番、藤議員。10番、濱田高嘉議員。11番、藏谷議員。

○（前田 省二 議長）

投票もれはありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。「投票もれなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。徳永議員、藤田議員、登壇して開票の立ち会い、立ち会いをお願いいたします。

（徳永議員、藤田議員、登壇）

事務局長、投票箱を開け、開票をしてください。

(事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す。)

(徳永議員、藤田議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

投票の結果を報告いたします。

まず、議案第70号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、有効投票のうち賛成10票。

以上のとおり、賛成多数です。従って、議案第70号は、同意することに決しました。

続いて、議案第71号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票、有効投票のうち賛成10票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第71号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局長、議場開鎖)

日程第30、議案第72号

○(前田 省二 議長)

それでは次に、日程30、議案第72号、「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 健康福祉部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木健康福祉部長。

○(梨木 善彦 健康福祉部長) はい。

議案第72号、「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」説明します。

提案理由といたしまして、令和9年度から愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険法の規定に基づき、保険者が賦課徴収する国民健康保険料の滞納処分等に加え、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、同項等機構規約を変更することについて、関係市町の20市町が同一の内容で変更する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。

主な改正内容について説明しますので、議案に添付しております新旧対照の1分の1ページをお願いします。

第3条の機構の共同処理する事務に保険者が賦課徴収する国民健康保険料を追加するものでございます。

なおこの規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行いたします。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第72号、「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程31、議案第73号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第31、議案第73号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（梨木 善彦 健康福祉部長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、梨木健康福祉部長。

○（梨木 善彦 健康福祉部長） はい。

議案第73号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」説明します。

提案理由といたしまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合の構成市町の人口の変動に伴い、算定基準に基づく広域連合議会の議員定数の見直しを行う必要が生じたため、関係市町の20市町が同一の内容で議会の議決を求めるものです。

主な改正内容について説明しますので、議案に添付しております新旧対照表の1分の1ページをお願いします。

第7条の広域連合の議員の定数を26人から25人に変更するものです。

なおこの規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行いたします。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○（前田 省二 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第73号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

日程第32～33、報告第11号～第12号

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

日程第32、報告第11号から日程第33号、報告第12号の2件の「議員派遣報告について」を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

よって、日程第32、報告第11号から日程第33号、報告第12号までの2件の「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の通り、報告書が提出されています。

報告第11号、「統合後の上島町の学校の在り方について」

報告第12号、「係留施設（マリーナ）について」

以上で、議員派遣報告を終わります。

日程第34、議員派遣の件

○(前田 省二 議長)

日程第34号の「議員派遣の件」を議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

よって、日程第34を議題といたします。

本件につきましては、主催者側から出席案内がありましたので、議員を派遣することにしたと思います。

お諮りいたします。

「令和8年度第2回町議会議員研修会」に議員を派遣することに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、「令和8年度第2回町議会議員研修会」に議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 散 会

○(前田 省二 議長)

本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した「令和7年度各会計歳入歳出決算認定案14件」については、9月17日の午前10時から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配布したいと思います。

お諮りいたします。

本日は、これで散会することに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会、散会とすることに決定いたしました。本日は、これで散会いたしました。いたします。

ご苦労様でした。

（起立、礼）

ありがとうございました。

（了）

（令和8年9月9日 午後2時40分 散会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前 田 省 二

署名議員 藏 谷 重 文

署名議員 濱 田 高 嘉